

平成30年 第2回

仁木町議会定例会会議録

開 会 平成30年6月22日(金)

閉 会 平成30年6月22日(金)

仁 木 町 議 会

平成30年第2回仁木町議会定例会会議録

開 会 平成30年6月22日（金） 午前 9時30分
 閉 会 平成30年6月22日（金） 午後 3時41分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員（8名）

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
 4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
 7 番 水 田 正 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

8 番 上 村 智 恵 子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	産 業 課 長	鹿 内 力 三
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	四 十 坊 供 之
教 育 長	角 谷 義 幸	建 設 課 長	可 児 卓 倫
総 務 課 長	新 見 信	教 育 次 長	岩 井 秋 男
財 政 課 長	渡 辺 吉 洋	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	泉 谷 享
企 画 課 長	嶋 井 康 夫	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
住 民 課 長	川 北 享	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
ほ け ん 課 長	岩 佐 弘 樹	監 査 委 員	原 田 修

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 主 事 干 場 雅 矢

開 会 午前 9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。上村議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から、平成30年第2回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、5番・宮本議員及び6番・林議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、6月11日月曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告1件、承認1件、議案10件、選挙1件、同意1件、意見書4件の合計18件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が4名から4件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6の繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告でございます。日程第7・専決処分事項の承認については、即決審議でお願いいたします。日程第8・一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、住吉議員1件、野崎議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第9から第12の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第13から第16の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第17の計画策定については、即決審議でお願いいたします。日程第18の計画変更については、即決審議でお願いいたします。日程第19の選挙については、指名推選で行ないます。日程第20の同意につきましても、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第21から第24の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第25の委員派遣については、仁木町議会会議規則第125条の規定による議員派遣でございます。派遣内容等については、お手元に配布のとおりでございます。日程第26・委員会の閉会中の継続審査、日程第27・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。平成30年第2回仁木町議会定例会招集日は、本日、6月22日金曜

日、会期は開会が6月22日金曜日、閉会が6月26日火曜日の5日間といたします。なお、6月23日から24日までは休会といたします。

最後に当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日6月22日から6月26日までの5日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は本日6月22日から6月26日までの5日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項の規定に基づき、6月23日及び24日の2日間休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、6月23日及び24日の2日間を休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。監査委員から例月出納検査報告書。平成30年度第3回が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、5月24日開催の平成30年第1回臨時会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。5月22日の小樽・後志段階要望運動に引き続き、後志総合開発期成会、文教厚生部会の一員として、平成31年度に向けた重点要望事項並びに後志地域の豊かな発展を目指して、5月25日には北海道庁及び管内選出の道議会議員へ、6月1日には中央段階における各関係省庁へと要望運動を実施してまいりました。6月12日には北海道町村議会議長会の第69回定期総会がポールスター札幌で開催され、出席をしてまいりました。総会では、平成29年度の会務報告の承認、高速交通ネットワークの早期整備や、地域医療の確立など、各地区議長会提出の議題を採択し、更には、町村議会の活性化と議会の権限の拡充など15項目についての決議、並びに持続的な鉄道網の確立を求める特別決議を採択し、関係機関に要請活動を行うことで承認をしてまいりました。議長活動の詳しい内容につきましては、復命書を事務局に提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。

なお、6月6日に、赤井川村で開催されました北後志町村議会議長会主催のパークゴルフ大会には、大変お忙しい中、応援に駆けつけていただきました、佐藤町長並びに角谷教育長、更には健闘いただいた議員選手各位に、この場をお借りして感謝とお礼を申し上げる次第であります。以上で、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さんおはようございます。

平成30年第2回仁木町議会定例会が開催されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は平成30年第2回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところこのようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また鶴田農業委員会会長、原田代表監査委員、芳岡選挙管理委員長におかれましても万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

6月に入り、学校の運動会や地域の運動会に議員の皆さま方も参加され、地域住民との交流を深められたことと拝察いたします。私も毎年地域の運動会に参加し、いろいろ考えさせられることがございます。地域のリーダーが存在しているうちは何とか運営ができますが、リーダーすらいなくなった場合、はたして事業や組織を運営し続けることは可能なのか、指導者が誰であろうとも皆が意義を感じ活動していくことができるものなのか不安を抱きます。誰かに頼まれたから行う、トップの指示がないから動かないというのは、いずれも自発的な行動とは言えません。自発的の反対は強制的という言葉が当てはまりますが、相手の意思に従っていることばかりに依存していると不平や不満を言うだけで、あとは相手に委ねる状況は行動の選択権や決定権が相手にあるので、ずっとその環境に居続けなければならなくなります。したがって、自ら行動したくなる、自分の意思で動く、という思いの先には、楽しさややりがいがないと継続していかないと考えます。職場はもちろんのこと、地域における活動においても皆が楽しさを感じ支える側も支えられる側も充足感を得られる環境が大切であります。然別のレクリエーションや大江地域の運動会に参加させていただき、参加する者も設える者も皆一緒に楽しむからこそ意義があるのではないかと改めて考えさせられたところでございます。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、住吉議会運営委員長からご説明がありましており、報告1件、承認1件、議案10件、同意1件、計13件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。平成30年第2回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。それでは行政報告をさせていただきます。

はじめに、平成30年10月1日付け仁木町職員採用試験の実施について申し上げます。職員の採用にあたっては、仁木町定員適正化計画に基づき定員管理を行っておりますが、この度、平成30年10月1日付け仁木町職員採用試験を実施することといたしました。平成30年度仁木町職員の採用につきましては、昨年10月に後志町村職員採用資格試験を通過した者の中から、面接試験を実施し、本年4月1日付け1名の採用を行ったところであり、これまでの業務量の増加に伴い、平成30年度においては、64名の計画のところ66名の体制で事務を行っているところであります。今回の採用につきましては、今後も更なる行政事務の増

加が見込まれ、職員の健康管理の面から見た職場環境の維持や新規学卒者の公務員離れが顕著となっている中、過年度卒業者や社会人等から優秀な人材を早期に確保するなど、行政組織運営上の必要があると判断し、職員1名を本年10月1日付けで採用することとし、6月8日から募集を開始したものであります。試験申し込み受付期間は7月2日から13日までの12日間とし、第1次試験を書類選考で行い、8月4日に筆記試験、同月19日には面接試験を実施することとしております。なお、採用試験に係る試験問題等の作成及び採点に係る経費を計上した一般会計補正予算を、5月28日付けで専決処分させていただいておりますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、後志総合開発期成会の要望活動について申し上げます。後志管内における平成31年度予算に向けた提言・要望事項につきましては、5月8日に倶知安町のホテル第一会館で開催された、後志総合開発期成会の平成30年度定期総会で決定し、これを受けて管内市町村の議長・首町と共に、5月22日には小樽開発建設部及び後志総合振興局、5月25日には北海道開発局及び北海道庁並びに後志及び小樽選出の北海道議会議員に対して、それぞれ要望活動を行っております。また、6月1日には中央要望活動が実施され、本町からは、横関議長と私が参加してまいりました。中央要望では、部会ごとに各省庁政務三役及び北海道選出の衆参国会议員をはじめ、関係する国会议員に対し要望活動を行い、私は農林部会の一員として、農林水産省政務三役に対し、豊かで活力ある農山村地域の形成について、鳥獣被害防止対策の推進等6項目を要請してまいりました。この度の中央要望では、建設・文教厚生など、各部会から7分野62項目123事業についての要請が行われ、このうち、本町の直接要望事項は、一般国道5号の交通安全対策（仁木市街地）、道道の新設（然別～古平間）、広域基幹河川改修（余市川）、余市川・後志種川への排水機場設置、水利施設整備、浄化槽設置整備、簡易水道施設整備、北海道横断自動車道の早期完成（余市～小樽間、共和～余市間）の8事業であり、早期の要望実現を願っているところであります。また、中央要望前日の5月31日には、地元選出の国会议員との懇談会も開催され、議員に地域の実情などを聞いていただき、意見交換を行ってまいりました。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。本年度の地域おこし協力隊員の活動につきましては、昨年5月に地域振興員として任用した、浅川りえ子さん及び前田将克さんが2年目の活動に入った他、新たな隊員を募集し、応募のあった5名の中から書類審査及び面接試験を行い、本年4月1日から平成31年3月末までの活動期間で札幌市在住であった、菊池 司さんを特別隊員として、また、本年6月1日から平成31年3月末までの活動期間で、宮城県仙台市在住であった、中村 歩さんを地域振興員としてそれぞれ委嘱し、4名の地域おこし協力隊員が活動することとなりました。菊池 司さんは40年にわたり株式会社JTB北海道に勤務された観光事業のエキスパートで仁木町観光協会の事務局長として、本町の観光振興に取り組んでいただく他、中村 歩さんには、ものづくりやデザインの仕事経験で培った知識や視点を活かし、本町の地域資源の掘り起こしや地域活性化につながる新たな事業の創設に向けて、積極的に取り組んでいただけることと期待しているところであります。

次に、フルーツ&ワインマラニックについて申し上げます。8月5日に北海道仁木町フルーツ&ワインマラニックが開催されることになりました。マラニックとは、マラソンとピクニックを合わせた造語で決められたコースの景色を楽しみながら、順位やタイムを競わず個々のペースで走ったり歩いたりするスポーツであります。この度の企画は仁木地区を中心に、果樹園やワイナリーなどをめぐるコースが設定され、町内のワイナリーや観光農園をはじめ、町、仁木町観光協会、仁木町商工会、新おたる農業協同組合、北

海道信用金庫などの職員が実行委員会を組織し、様々な企業や団体から協賛・協力を受けて開催するもので、町及び教育委員会においても、本町の観光振興やスポーツ振興に寄与する大会として後援することとしたものであります。内容としましては、30kmコースで300名、10kmコースで200名の合計500名を募集し、役場庁舎前をスタートしてコース途中の給水地点（エイドステーション）として設定される観光農園やワイナリーに立ち寄り、本町の味覚や景色を楽しみながらゴールを目指すもので、ゴール後には参加賞としてオリジナルTシャツや特産品のジュースなどが贈呈される他、特産品の購入や大人の方は地元ワインの試飲もできるというものであります。既に道内外から250名ほどの参加申し込みがあり、本町の魅力を全国に発信する機会として、また、ワインツーリズムなどの観光振興にもつながるものと期待しているところであります。

次に、農作物の生育状況等について申し上げます。本町における主な農作物の生育状況につきましては、ミニトマトにおいては平年より多少の遅れはあるものの、おおむね順調な生育となっており、6月下旬から順次収穫となる見込みであります。水稻は当初気温が高く推移したことにより、活着も良く平年より生育が進んでいましたが、その後の低温や日照不足により一部に葉の黄化が見られておりますが、株分けの始まりは平年並みの状況に落ちついております。桜桃は一部地域で凍害や遅霜の影響が見られ、着果量は平年よりやや少なめではあるものの、平年並みに推移しております。ブドウにつきましても平年並みに推移しているなど、総じて順調に生育しているとのことであります。

次に、米政策の推進についてであります。平成30年度から新たな米政策が展開されていることに伴い、本年度から町が中心的な役割を担って取り組んでいる農業再生協議会では、経営所得安定対策や産地交付金等の適切かつ円滑な実施に向けて、4月下旬に水田活用の地区別農業者説明会を開催し、5月上旬から新おたる農業協同組合、みなみ北海道農業共済組合と連携し、交付金申請の集合受付に着手し所定の手続を開始しております。また、農作物への鳥獣被害につきましては、近年、鹿やアライグマなどの個体数の増加に伴い、町内においても被害が拡大しております。このことから被害の軽減、防止を図るため、希望者に対して箱わな、電気柵の貸し出しを順次行っており、また、出没情報のあった地区には仁木町有害鳥獣実施隊員である猟友会の協力の下、鹿用くくりわな及び熊用箱わなを設置しております。なお、6月17日には、長沢西地区で120Kgの雄熊1頭を捕獲したところであります。

行政報告は以上であります。別途お手元には、平成29年度各会計決算に関する調べ、平成29年度指定管理施設事業報告、平成29年度介護保険利用状況表、平成30年度事業発注状況表（契約額が100万円以上の事業）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

行政報告の前に、先日行われました町内小中学校の運動会並びに体育大会に対しまして、公私共にお忙しい中、横関議長はじめ議員各位のご臨席を賜りまして、誠にありがとうございました。4校とも天候に左右されることなく、2年ぶりに予定どおり、また屋外のグラウンドで実施できました。ケガや事故もなく無事終了したことを、まずもってご報告申し上げます。

では、平成30年第2回仁木町議会定例会における教育行政報告を申し上げます。

はじめに、仁木町立学校における働き方改革アクションプランの策定について申し上げます。学校教育

の役割は子どもたちが将来社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身につけるとともに、一人ひとりの可能性を引き出すことにあります。各学校においては、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質と能力を一層確実に育成していくことを目指す学習指導要領のねらいや、社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実していくことが期待されており、その実現に向けては、教職員が健康で生き生きとやりがいをもって働きながら、学校教育の質を高めることができる環境を構築することが必要です。しかしながら、北海道教育委員会が平成28年度に行った教育職員の時間外勤務等に係る調査の結果では、教職員の長時間労働の実態が明らかとなり、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革が喫緊の課題となっております。こうした状況を受け、北海道教育委員会では、学校における働き方の業務改善の方向性を示した学校における働き方改革、北海道アクションプランを本年3月に策定いたしました。本町教育委員会といたしましても、北海道教育委員会が策定した同プランに基づき、仁木町立学校における働き方改革、アクションプランを策定し、5月22日開催の平成30年第5回定例教育委員会で決定いたしました。計画の概要といたしましては、計画期間は平成30年度から平成32年度までの3年間で、①1週間あたりの勤務時間が60時間を超える教員を全町立学校でゼロにする。②部活動休養日をすべての部活動で実施する。③変形労働時間制を全町立学校で活用する。④定時退勤日を全町立学校で月2回以上実施する。⑤時間外勤務等縮減強調週間を全町立学校で年2回以上実施する。⑥学校閉庁日を年11日実施することとしております。今後におきましても、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教職員が教育活動に集中し、専念できる環境の整備に努めてまいります。なお、お手元には、仁木町立学校における働き方改革、アクションプランを配布しておりますので、後程ご高覧願います。

次に、第36回北海道小学生陸上競技大会兼第34回全国小学生陸上競技交流大会北海道予選会出場について申し上げます。6月16日小樽市において、第36回北海道小学生陸上競技記録会小樽後志地区予選会兼第20回小樽後志小学生陸上競技記録会が開催されました。本大会は、小樽・後志の小学3年生以上が一堂に会し、100m走やリレーなどのトラック競技と走り高飛びや走り幅飛びなどのフィールド競技で日ごろの練習の成果を競い合う大会で、各種目の上位者及び北海道標準記録をクリアした選手に全道大会への出場資格が与えられる選考会を兼ねており、本町からは仁木小学校児童15名、銀山小学校児童2名の計17名が出場いたしました。結果は、5年男子ジェベリックボール投げで仁木小学校の高嶋 希さんが2位、6年男子走り幅跳びで仁木小学校の阿部 晴さんが2位、6年男子砲丸投げで仁木小学校の岩本琉羽さんが2位、6年女子砲丸投げで仁木小学校の佐藤 杏さんが2位、5年男子4×100mリレーで仁木小学校の石井朔太郎さん、西條悠河さん、高嶋 希さん、前田祥徳さんが2位となり、7月15日・16日の2日間、函館市で開催される第36回北海道小学生陸上競技大会兼第34回全国小学生陸上競技交流大会北海道予選会への出場が決定いたしました。このように、多くの児童が全道大会へ進出できたことは、日々の練習の成果であり、子どもたち自身の頑張りはもちろんのこと、それを支える指導者や保護者の皆さまの熱意が成績に表れているものと考えており、関係各位に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。結びに、全道大会での子どもたちの活躍をご期待申し上げ、平成30年第2回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成29年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（横関一雄）日程第6、報告第1号『平成29年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について報告を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）報告第1号でございます。

平成29年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について。平成29年度余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）報告第1号、平成29年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項では、普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないと規定されております。平成29年度の繰越明許費につきましては、平成29年度内に支出を終わらなかったため、予算の定めるところにより平成30年度に繰り越したものでございます。

1ページをお開き願います。平成29年度仁木町繰越明許費繰越計算書一般会計でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、事業名は農業基盤整備促進事業、金額は369万2000円、翌年度繰越額は全額の369万2000円でございます。財源内訳ですが、国・道支出金が251万3000円、分担金が117万9000円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで、報告第1号『平成29年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第7、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同

法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。
記といたしまして、平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成30年5月28日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7953万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年5月28日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）承認第1号、専決処分事項の承認について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の21万6000円を追加し、補正後の歳入合計額を34億7953万円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の21万6000円を追加し、補正後の歳出合計額を34億7953万円とするものでございます。

3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が21万6000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、21万6000円を追加するものでございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、21万6000円の追加でございます。職員採用試験問題作成委託料でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今回の補正予算専決につきましては、職員を1名採用されるということでの経費ということでございますけれども、先ほど町長の方からも行政報告の中で、いろいろ今回の採用について縷々ご説明があったわけでございますけれども、なぜこの時期に、この年度途中に採用するに至ったのか。これは年度当初で採用するということはできなかったのでしょうか。今回の1番の理由というのは、「今後も更なる行政事務の

増加が見込まれる」という部分が1番最大の理由だと思うんですけど、これも含めてちょっと経緯についてご説明願います。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）職員の採用につきましては、町長の方から行政報告がありましたように、これまでの業務量の増加に伴ってということでございます。更に、今後更なる行政需要、業務量の増加が見込まれるということで行政運営上必要だということでもありますけれども、なぜ今かということでございますが、平成29年度の状況なんですけれども、29年度退職者については定年退職者はいなかったわけなんですけれども、年度途中での退職が3名、そして年度末での中途での退職が1名ということで、4名が最終的に退職している状況でございます。その中で秋の時点で採用した際には1名ということで、定員適性化計画に基づいた中で、若干上回っている部分はございますけれども、1名ということで行政運営していこうといったところだったんですけれども、中途退職も増加したということもございまして、行政運営上必要ということで、今回、途中で採用させていただくこととなったものであります。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今の理由ではちょっとわからないんですけど、この適正化計画に基づいていくと、この計画は平成26年から平成30年となっておりますね、今年が最終年度ですよ。その段階で、30年度において計画では64名ということになっていまして、そして、その中、今現在で66名の体制で事務を行っているということで2名多いんですね、そういった中で、今回採用されるということになると、どこかに事務に支障が出る課があるんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）私の方からお答えさせていただきますけれども、確かに計画は64名ということになっておりまして、必要最小限の事務をつかさどる上で64名ということで設定しているところでございますけれども、その後、町長の公約で申し上げている事業ですとか、また国の事務事業、それから具体的に申しますと、例えば農業分野で言いますと再生協議会、米政策の変換に伴って役場の方で事務が主体になったということなどがございまして、そういった部分で業務量が増えているというのが実態でございます。それと、それに伴いまして、これまで財政再建等を図る中でですね、職員の採用を抑制していた時代がございまして、それに伴って今非常に職員の年齢構成よりも、職員の経験、5年未満の経験しかない職員が非常に多くなっているということですね、非常に事務の方が、ある意味熟練した職員が少なくなっている実態もございまして、非常に今後、行政運営が的確に行えないということが想定されるのもあるだろうという部分もございまして、そういったことからですね、まずそういった状況があるということでございます。あともう一つは、先ほど行政報告の中でも報告させていただいているところでございますけれども、今非常に新規採用職員、公務員離れというものが、新規学卒者の公務員離れが顕著になっておりまして、昨年も仁木町を第1希望とする職員がいなかったというような状況もございまして、そういったことから早期に人材を確保していくというのはですね、非常に大事だということで、今回は新規学卒ではなく過年度の卒業生とか、社会人の経験者などをですね、より早期に前倒して採用していきたいという思いもあって、今の時期に採用させていただくということを選択させていただいたということでございます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

そうしますと、今回採用される職員は年齢構成、募集をかける年齢構成はどうなんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）今回の職員採用に係る募集する年齢幅になりますけれども、昭和36年4月2日以降に生まれた者ということでございます。そして、高等学校を卒業した者ということ、他にもパソコン操作可能な者ということもございますが、年齢については昭和36年4月2日以降に生まれた者を対象としているところです。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。いくつまでという縛りはないんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）失礼しました。昭和36年4月2日以降ということになりますので、高校卒業から57歳までということであります。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それはちょっと適正なんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）年齢構成が非常に幅広になっております。それは事実でございますけれども、公務員の採用です、社会人採用・経験採用というのが一般的になってきております。例えば、北海道庁を含めて近隣の市町村でも一般的になっておりまして、非常に社会人の採用というのがたくさんになっておりまして、その中でですね、一般的に年齢等の実質的な制約を設けていないのが、制約を設けずに採用しているのが一般でございます。ただですね、いろんな人材が当然年齢構成が採用されると思いますけれども、ただ当然その中でですね、採用過程の中で、うちの1番適切な職務経験ですとか、年齢に見合った職員を採用していくということになると思いますので、年齢が高い方だけ採用するというのではなく、幅広い中での人材を募集した中で、町にとって必要な人材を探していくということを考えて、そういったふうに行っているということでございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

どうも、副町長のおっしゃっていることはわかるんですけども、ただ、今実態的に年齢構成はどのような状況でしょうか。前も採用にあたっては、年齢構成も考えながら適正に採用していきたいという話もありましたので、ここ最近どうも社会人枠が、それはいいですよ、経験者ですからね。今実態的に適正な年齢構成になっているんでしょうか。その辺を加味しながら採用する部分ではないでしょうか。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）職員の年齢構成についてお答えしたいと思います。

平成30年4月1日現在、年代別になりますけれども、10代・20代で17人、25.8%。30代で17人、25.8%。40代で18人、27.2%。50代で14人の21.2%という状況でございます。年代別のバランスという部分ではほぼフラットな状態にあるかと思っておりますけれども、副町長が先ほど申し上げましたように、経験年数という部分については幅があるという状況でございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

それでこの中でですね、近年、社会人枠から何名か入っていますよね。その年齢等、数と年齢等は、わかりますか。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前10時19分

再 開 午前10時35分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

休憩前の佐藤議員の質疑に対する答弁を求めます。新見総務課長。

○総務課長（新見 信）お時間とっていただきありがとうございます。

社会人等の過去にあった部分で、平成25年、29年採用で行っております。25年については30代の2名を採用しております、29年の際には30代が1名、40代が3名、採用しているということでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

わかりました。こういう部分で今回、年齢構成から見ると平準化されたということで理解をするところでございます。それで今後なんですけれども、第4次適正化計画、これはおそらく平成31年、来年から5年間の平成36年までということになると思いますが、この計画を立てる際はですね、先を、中途採用をすることなく、どうしてもやむを得ない事情があれば、それは仕方がないんですが、やはり、見込めるものは先を見込んで、やはり採用計画を策定するのがセオリーだと思うんですね、ですから今後の計画にあたってはですね、十分その辺も精査しながら計画を立てていってほしいと思いますが、町長どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

佐藤議員おっしゃるとおりですね、定員適正化計画に沿って、人員配置、又は人員募集をするべきだというようなご指摘がございました。

この計画というのは5年ごとに計画されていくわけでありましてけれども、平成25年度に計画されたときと今とではですね、やはり当時の財政状況も変わってきておりますし、求められてくるというものも、また変わってきます。この間にですね、地方創生やまた様々な施策を打ち出していっている部分もあってですね、やはり専門的な人材、又は一般職の職員の増員を望む部分が多くてですね、やはりどうしてもその時代時代に適した人員配置というのはですね、なかなか難しいものがあるということも我々認識しているところでございます。ただ要として軸はですね、やはり適正化計画に沿ってですね、人員を配置していかなければならないということは我々も認識しておりますけれども、その時その時の事情で、例えば、財政状況が厳しくなってしまったときも予想されますし、今はある程度健全化している方向で進んでおりますけれども、かつては厳しい財政状況のときに、本来であれば町で行わなければならない事業等もですね、外に委託していたりだとかそういう部分もあって、今それを徐々に町で行うような、そういう経緯もありますので、そういった部分をですね、少しご理解していただければ幸いです。よろしくお願います。

○議長（横関一雄）他にありませんか。7番・水田議員。

○7番（水田 正）水田です。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、今、佐藤議員の方からも、詳しく質問があって、いろいろな答弁をされて、理解をしておりますけれども、職員の年齢状況を見ましてもね、非常に平準化しているなどという思いがしております。そして先ほどの説明の中でですね、業務の一時、厳しいような部署もあるというようなことも言うておりますけれども、この中途採用された職員はどこに配属する予定なのか、その辺ちょっとありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）先ほど町長の答弁であったとおり適材適所、これの人材を活用させていただきながら、特にこの中途採用の職員については非常に能力が高く、町の政策の推進上、非常に大きな即戦力として活躍していただいております。そういったことからですね、今後も採用する職員の能力を見て、町の推進すべき施策上、必要となる部署にですね、配置をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）7番・水田議員。

○7番（水田 正）中間で雇用することもこれはやむなしとは思いますが、先ほど事務的なことということも触れておりましたが、これは今ここで、やはり中間に採用ということよりも、先ほど佐藤議員からも指摘がありましたけれども、当初3月なら3月で、4月1日からというような、そういう採用ができなかったのかどうか。そして、今現在これから業務的に何か事業をやることによって業務内容が増えるというようなこともあるのかどうか、そのために中間採用に至ったのかどうか、その辺ちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）今回、採用に至った理由については、先ほどの答弁で申し上げたとおりでございますけれども、一つは4月に、私たちが望める人材を間違いなく採用できればいいんですけれども、非常に新卒者の公務員離れが進んでいるという状況の中でですね、先ほど申し上げたように、仁木のような町になかなか今希望する人材が来ていただけないというのが実態でございます。そういった中で逆に言うと社会人の方で、他の町村の事例、それから今までのうちの町の状況見ても、社会人については、ある程度いろんな社会を経験された中で再度公務員を目指したいという方も、かなりの数いらっしゃるというような状況もございますので、そういったことから新卒者だけではなくて、幅広く人材を採っていききたいということで、この社会人を採るということでありまして、なおかつですね、今非常に就職状況が非常に良い中でより早期に前倒しで即戦力も採っていききたいという思いでございますね、今回、先に採ったということもあってございまして、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長（横関一雄）7番、水田議員。

○7番（水田 正）副町長の言うことは十分ご理解しておりますけれども、今後、仁木本町において、何か新規事業とかそういうものが、予定されるのかどうか、あるいはまた、いろいろな部署、例えば建設課だとか、そういう常に大きな事業を抱えている部署でですね、非常に人材的に不足をして、業務上支障を来している部署が実際あるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）現時点で業務に支障を来しているという実体はないというふうに思っております。ただ、先ほど町長もお話しさせていただきましたけれども、今後の行政推進上大きなプロジェクトも、当然想定されるだろうと思いますし、また、いろんな状況の変化の中です、適宜、適切そういった部分で、行政の仕組み、行政組織を変えながらやっていかなければならないと思っておりますので、そのときに当然そういった人材が必要になっていくというふうに思いますし、そういったことで考えているところでございます。

○議長（横関一雄）水田議員。

○7番（水田 正）平成30年においては64名ということでやっておりましたよね、それで、実質的に66名今おられるという、そういう中で、過去何年か前からですね、いろいろ職員の評価をされながら、人員配置なども検討されて行っておられると思うんですけども、その中ですね、やはりどうしても技術的にあるいは専門的にそういった職員が欠如しているというふうな認識をされているのかどうか、その辺ちょっとお聞きたいと思います。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）64名の正職員で対応するというのが、計画で設定しておりますけれども、ただ当時は、嘱託職員ということで、いわゆる非正規の職員をかなりたくさん取っていたのも事実であります。そういった職員に依存していたわけでありまして。それからですね、当時64名でちょうど今の適正化計画をスタートした時期でありますけれども、例えば、防災計画ですとかいろいろなプロジェクトで役場だけで対応しきれずに、道からの派遣職員を2人受け入れたというのも事実であります。そういった中で、今は66名に増えておりますけれども、実態としては業務的には特段、正職員を2名单純に増やしたということではなくてですね、そういったいろんな経過を踏まえながら今に至っているということでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）他に、質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第8 一般質問

○議長（横関一雄）日程第8『一般質問』を行います。4名の方から4件の質問がありましたが、上村議

員から、本日欠席届が提出されたため、仁木町議会会議規則第60条第4項の規定に基づき、上村議員の一般質問は行いません。

最初に、『第6期仁木町総合計画の策定について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教） それでは、先に通告してありました、第6期仁木町総合計画の策定について質問いたします。

総合計画は、地方自治体のすべての基本となり、地域づくりの最上位に位置付けられる計画で、長期展望を持った計画的、効率的な行政運営の指針となります。本町の第5期総合計画は、平成23年度から平成32年度までの10か年で、今年度は計画策定から8年目となります。この間、急速に進む少子高齢化や人口減少に伴う地域経済の縮小など、地方自治体を取り巻く情勢は大きく変化しており、今後も厳しい自治体運営が予測されます。そのため、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境の確保を目指すことが重要であり、これらの諸課題に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があることから、本町においても平成27年度から31年度までの5か年計画で「仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定してございます。現在、当該総合戦略に基づき、ワイントーリズムや子育て支援事業など様々な事業を展開しているところでありますが、今後は、仁木町地域福祉計画をはじめ、既存の計画を網羅した上で、高速道路や北海道新幹線の開通など、社会資本の変化を見据えた将来計画を樹立していく必要があると考えます。そこで、第6期総合計画を策定するに当たり、策定スケジュールなど、今後どのように進めていくのか伺います。

○議長（横関一雄） 佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） 只今の佐藤議員からの、第6期仁木町総合計画の策定についての質問にお答えいたします。

第6期総合計画を策定するにあたり、策定スケジュールなどを今後どのように進めていくのか、についてであります。総合計画は、地域づくりの最上位に位置付けられる計画として、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し総合計画の基本部分である基本構想について議会の議決を経て定めることが義務付けられておりましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月に地方自治法が改正され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかは市町村の独自の判断に委ねられることとなっております。しかし、総合計画は、従来から本町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な策定義務はありませんが、策定すべきものと考えております。また、まちづくりのビジョンである基本構想は、町民の代表である議会の議決を経て、町全体の総意により策定される重要なものとして認識しております。このことから、条例を新たに定めて、これに則り基本構想を策定し、議会の議決を経て公表していきたいと考えております。また、策定の検討に向けた作業を円滑に進めるため、本年8月を目途に庁内に若手職員を中心としたタスクフォースを設置し、少子高齢化の急速な進行や人口流出による生産年齢人口の減少、農業の担い手不足、公共施設の老朽化、地域公共交通の確保など多様な課題の掘下げや、仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略を始めとする各種計画との整合性について、年度内を目途に整理することといたします。また、今後、各地区並びに各関係団体との意見交換等を通じて、仁木町の将来を担う世代から高齢者までの広範な町民の

皆さまからの意見を聴取することに努めるほか、高速道路の開通やワインツーリズムの進展など、本町を取り巻く新たな環境の変化にも考慮しながら作業を進め、仁木町総合計画審議会からの答申、議会の議決を経て、平成33年度から新たな総合計画をスタートさせたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、再質問をさせていただきます。

只今、次期総合計画策定にあたってのいろいろ前向きな答弁をいただいておりますけれども、特にその中で、地方版総合戦略この取組の評価・検証ということが非常に大事になってくると思います。その上で、踏襲・反映していくべきものと私は考えております。そこで毎年度、どのような方法で総合戦略の検証あるいは評価をされているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えしたいと思います。

仁木町まち・ひと・しごと総合戦略の評価・検証につきましては、毎年度、各施策（プロジェクト）事業、そういうのを載せてあるものに対してですね、実施状況及び今後どのようにしていくかというようなことについて、担当課と調整しながらですね、いろいろその状況・結果を集約し、その集約したものを基に町民の代表の方、また産業界、教育機関、福祉機関、金融機関の方、メディアの方、そういうような方々が入っている、それで構成されています有識者会議に報告させていただきまして、具体的な施策ごとの重要業績評価指標、KPIですけれども、それに対してどの程度達成できているかというような評価を行うとともに、全体を通して、委員の皆さんからいろいろご意見などをいただいているところでございます。委員の皆さま方からですね、例えば、移住者、企業誘致だとか新規就農等、一気に数十件も来て人口が増えるというようなことはないけれども、1件でも、1人でも獲得するためにはどうしたら良いかというようなことをみんなで議論していくべきではないかというようなご意見、その際に、移住者、企業、新規就農者などの意見を良く聞いて、それでどういうことがあるのかということが必要なのだというようなご意見をいただいたりしています。また、目標達成の部分については、それぞれに対して効果的に対策を行っていますというような形で評価をいただいているというところです。その会議等では出てきましたいろいろなご意見だとか評価、そういうものも踏まえて、今後の総合計画策定に反映していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今のご説明で概略を理解したところでございますけれども、やはり、これにも載っていますけれども、やはり評価・検証、そして今後どうするんだということが1番大事だと思うんです。それで、これがちょうど平成31年で終わりますので、それをやはり最終的に総括して、そしてこれがちょうど策定がその次年度になりますので、本格的に。ですから、その辺も見据えていろいろ調査・研究をしながら、それは進めていってほしいと思います。

それで、今、策定にあたっては多くの方々から、ご意見等を聴取しているということなので、それを本当に整理して総括する必要があると思います。ぜひそのように進めてほしいと思います。また、1問目の答弁の中で、本年8月を目途に庁内に若手職員を中心とした、タスクフォースですか、これを設置するというので、これはちょっと私も初めて聞く言葉なので、ちょっと調べさせてもらったら、緊急性の高い特定の課題に取り組むために設置される特別チームということで、これでよろしいかと思います。ぜひ若

手のご意見を聞くということは非常によろしいことなので、多分若手と言いますから、30代、係長以下を想定しているのかと思いますけれども、ぜひそのように若い人の意見をどんどん取り入れた中で、やはり進めていってほしいと思います。

次にですね、人口減少問題でございますけれども、厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所は、今年3月30日に2045年までの全国の地域別将来推計人口、これを発表してございます。これは町長もご覧になったと思いますけれども、それによりますと、道内は国勢調査が行われた2015年と比べて25.6%の減、400万人に減少するというところでございます。全道179市町村すべてで減少すると、そして、約半数の市町村では人口が半分以下になるという推計人口が出ておりました。また管内人口は、もう半分。半減すると。そして、本町は3498人から、2149人に減少するというところでの推計人口でございます。町長はこの結果をどのように受けとめているのかお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

人口減少が進むということはですね、地域からサービス産業が撤退してしまい日常生活、医療などの地域住民に必要な生活サービスを得ることが非常に困難になってしまう他、地域公共交通の撤退・縮小、税収減による行政サービスの水準の低下など様々な影響が出てですね、それが地域の魅力の低下につながってしまう、いわゆる人口減少を招くという悪循環に陥ってしまうことも考えられます。私も本町だけに留まることなく、後志や北海道全体でこういった危機感を持ってですね、今後の将来像を見直していかなければならない、そのように感じているところでございます。今回、先ほどお話しがありましたとおり、発表された内容の中ではですね、道内の約半数の市町村がですね、2015年と比較して2045年にはですね、ほとんどの自治体の人口が減少するというふうに出ている中で、本町は約4割が減少するというふうに出ておりました。また、本年1月29日にですね、総務省が公表した2017年のですね、転入者と転出者の差を表す人口移動報告の中ではですね、本町が北海道内で転入が多かった25市町村の中で、9番目という結果でありました。このことはですね、ワイナリーや新規就農者の支援策や定住促進に向けた施策がですね、徐々に徐々に効果が少しでも出ているというふうに、我々は考えておりますけれども、この状況に甘んじることなくですね、更なる人口増につながる施策を考えてですね、今の人口を維持してまいりたいというふうに考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）只今、町長からいろいろご答弁いただいた中で、やはり人口減に伴う影響というのは非常に大きいと思うんですね、強いて言えば最終的には過疎化が進んで、最終的には限界集落となって町自体の存続、崩壊してしまうという、そういうことにもなりかねないということになります。幸い今のご答弁の中で、本町においては2017年度の部分では、新規就農者、転入者という方が増えているということで、移動人口の部分が増えているということなので、これは本当に今まで町長がやってきた施策に対しての成果ということで、それに対しましては高く評価するものであります。

それで、今後ともですね、次期総合計画に向けては、常に危機感を持って策定に望むべきだと思うんですね、そのためには様々な角度からいろんな部分で対策を講じて、そしてより良い総合計画樹立に向けて頑張ってもらいたいと思います。

次にですね、地域力向上、地域力アップについて質問をさせていただきますけれども、今後の課題とし

て、人口減少というのは避けられない問題かと思えます。各自治体それぞれ定住促進に向けて、いろんな取組をされています。各自治体ともソフト面ではそれぞれある程度充実していると思えます。これから何が大事かという、私が思うには、移住・定住の核となるのは、その町をいかに外から知ってもらうか、これが重要なポイントになるんじゃないかと私は考えています。それで、そのためには情報発信をして、町、仁木町自体を知ってもらう、外から知ってもらう、興味を持ってもらう、これが1番大事じゃないかと私は思います。それが今後のまちづくりの核になるんじゃないかと。いろいろ本町も、ホームページとかいろんな部分で情報を発信しておりますけれども、更にそれをいろんな工夫して魅力あるものにしてほしいと思えます。本町はご存じのとおり、札幌圏も近いですし、それで近く高速道路も開通しますし、非常に立地条件は最高にすばらしい所だと思うんですね、これは町長もご存じのとおりだと思うんです。後は先ほど言ったように、いかに仁木町を知ってもらうか。やはりこれが課題になってくると思えます。ですから、この総合戦略、地方版総合戦略これもあと残すところ2年です。ですから、今後におけるその地域力をどう高めていくのか、アップしていくのか、それについて、今後どういうふうにも町長は考えているのか、その取組について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

観光協会等、今町はですね、関係機関と連携して、現在取り組んでいるワインツーリズム、又は従前から果物狩り観光を中心にですね、魅力的な観光地づくりを進めて、本町を訪れる観光客の増加を図ると共に、最近では新規就農を目指している方がですね、新おたる農協や仁木町のホームページを見て非常に興味を持っていただいて転入してくるケースが増えておりますので、佐藤議員がおっしゃるとおり、情報発信という部分ではですね、今後様々な媒体又はSNSなどを活用したものでですね、発信していくほか、本町が今実施しております様々な支援制度、又は、細かい情報を載せた、移住・定住パンフレットを作成してですね、昨年度、新しく製作した観光パンフレットと合わせてですね、本町の魅力をPRしていければというふうに考えている次第でございます。また、総合戦略で評価・検証したものを精査してですね、効果がある施策・事業を継続するとともにですね、まだ具体的なものというものは決まっておられませんけれども、新しい取組を加えて、住んでる人が幸せを感じ、町に愛着を持ち、町民自らがですね、町外の方を方にですね、町の良さを伝えたいような、そんな魅力的なまちにしていきたいなというふうに思っております。

最後に、先ほどホームページ等を充実してという部分でお話がありましたけれども、今後、そういった情報を発信する上でですね、もちろんそういったホームページ、また、様々な媒体を活用することももちろん大事なんですけれども、それと同時に魅力的なまちづくりを進めていく部分はですね、もっと必要な部分であって、やはり情報発信だけで、実際、希望者が町の状況を見て、やはり魅力に感じてもらえるような町でないとはですね、なかなか結果的に定住には結びつかないというふうに思っておりますので、情報発信とともにですね、町として様々な施策を展開してですね、魅力的なまちづくりを作っていくように今取り組んでいるところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）只今、町長の方から地域力アップということで、非常に力強い決意をいただいたと思っております。やはり、住んでいる人が幸せを感じないと、実際表に伝わらないと思うんです。ぜひそう

というような施策をですね、今後も進めていってほしいと思います。また、先ほど出ましたように、農協さんとのいろいろ連携して情報も提供しているという中で、それはすばらしい取組だと思います。その成果があって、新規就農者も増えているという、それについては本当に高く評価いたします。今後もやはり町の地域力アップについては、そういう関係機関とやはり連携しながら、それは進めていってほしいと思います。

次にですね、定住促進、いろいろこう関連ある質問なんですが、定住促進についてちょっと伺いたいんですが、移住・定住促進の取組の一つとして、遊休町有地の有効活用、これもあると思うんですが、町有地の宅地分譲、これについては当然更地で売るわけにはいきませんから、水道なり道路、インフラの整備の方も当然必要になってくると思います。そうなるのかなりうちの財源も少ない、大変な財源の中でやるとなれば非常にリスクも高いと思うんですね、一方で人口の減少を食い止めるには、やはり雇用の場、これも非常に大事だと思うんです。今、うちの町でもワインツーリズムなんかで、いろいろ雇用の場の創出に向けていろいろ努力されていると思いますが、今後の課題として、どういう施策について、いかに少ない財源の中でいかに投資して行くか、これがこれからの課題になってくるのではないかと思います。そこで、次期総合計画に向けてですね、その辺のことについて、町長の考えがあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

議員仰せのとおりですね、町が保有している遊休地を宅地分譲したりですね、雇用の場を確保することはですね、移住・定住による人口増を図る上で、極めて大きな効果があるというふうに私たちも認識しているところでございます。お話がありましたとおりですね、限られた財源の中で、すべてを整備するというのはなかなか難しいというのも、我々認識しているところであります。ただ、そうは言ってもですね、やはりこれから今、先ほどのお話にもございましたが、転入者が増えているという事実がある中で、その要因として雇用をする場が本町にもワインツーリズムなり様々な新規就農を含めてですね、徐々に徐々に出つつある。雇用の場はこれからも様々な施策を展開して打ち出していくことももちろん必要ですけれども、それと同時に受け入れる体制づくり、住環境整備をですね、町としても取り組んでいかなければならないというのは、最も重要な課題というふうに捉えております。今後、町の財源だけでそういった整備をしていくというのは、なかなか難しいものがございますので、何とか民間の力を活用して、そういったものを整備することができないか、我々の知恵だけではなくて、様々な専門的なそういった民間の知恵やノウハウをお借りしてですね、これから、そういった環境整備に努めてまいりたいなというふうに思っている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今、いろいろ町長の方からご答弁がありましたけれども、実は先般、十勝管内の方に視察に行ってきました、その中の一つで中札内村。村といっても、うちより人口が多くて約4000人いるんです。人口減少が少ないと村長さんもおっしゃっていました。この理由として、平成20年当時、合併議論があったんですね。それで、合併議論を経て、すぐに自立に向けて頑張らなくてはいけないということで、住民意識が高まったと言うんですね、それに合わせて定住促進や、子育て支援、これを全国的に見ても早い段階で取り入れてPRしてきたと。それで中札内村は、子育てしやすい、暮らしやすいというイメージ

が持たれたということでございます。その施策の一つとして、平成20年ころから、個人の土地を買い上げて、そして宅地分譲を進めております。それが非常に好評で、今、第4次分になっています。1次からはじまって、今は第4次です。それで、非常に便利が良いところで、スーパーも学校も近いですからまるっきり生活するには支障がない。それで、帯広あるいは空港に非常に近いということ、そういう立地条件も良いことも重なってですね、非常に好評だったんですね、ただ宅地分譲するのに、インフラ整備に、1億円ぐらいかかっていると言うんですね、それで実際に売っているのが、売買価格は市街地の1番低い単価に抑えているんです。ですから、到底ペイはしないと、でも、やはり将来投資のためにやっているということでのお話でございました。人口が減少しないもう一つの理由として、農協さんの枝豆工場があるんです。そこは雇用が百二、三十人いるんですね、農協さんでは採用する条件として、中札内村に住んでくださいということを出しているそうです。ですから、当然農協さんの職員の方、あるいは役場の方も、建てているそうです。買って。その他にですね、あそこは大きな製菓会社もありますので、その工場もあるということで、雇用の場があるというのも一つの要因かと思えます。このような状況で、先ほども私が申し上げましたように、うちは本当に自主財源が少ないという形の中で、やはりこれからはいかに効率良く事業に取り組んでいくかということが大事になってくると思えます。次期総合計画策定にあたってはですね、こういう良いところ、全部は真似できないと思うんですが、良いところはどんどん取り入れて、調査・研究しながら、次期総合計画策定に向けてですね、どんどん時代に合った総合計画にするように、それはもう当然、努めてほしいと思えます。町長その辺どうでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議員仰せのとおりですね、そういった各自治体の先行事例等も含めてですね、町として今後、総合計画を策定していく中で、また、まちづくりをしていく中でですね、良いものは当然取り上げて、組み込んでまちづくりを展開してもらいたいなというふうに思っている次第でございます。

ただ、それぞれ地域では、それぞれ実情というものはそれぞれ違うと思うんですね、うちの町は町の財政状況や又は生産年齢人口等、それぞれいろいろあると思えます。中札内村は中札内村でそういった町の状況があると思えます。そういった部分で何でもかんでもその地域の先行事例を、うちの町で取り込んで実際にやるということは、なかなか将来的に難しい部分もあるんですけれども、ただそういった部分でもですね、参考にして、今後のまちづくりに向けてですね、取り組んでまいりたいなというふうに思っている次第でございます。中札内村でそういった、住宅環境整備をする上で、町が買い上げて、人口を定着させていったということもですね、大いに我々も参考にしながら、ただうちの町の今までの状況を考えると、今、地方創生やいろいろ施策をやってですね、外から来る人が、今多くなっていますけれども、実際にやはり住む場所がないんですね。これまで仁木町にはですね、やはり外から入って来ても住む場所がないというのが大きな問題でした。ここ二、三年で集合住宅又は個別の住宅に対して町から支援をしておりますけれども、今後もですね、果たしてどういった支援内容が良いのか、ただ一方的に出すだけではなくて、先ほど議員の中のお話にもありましたとおり、やはり仁木町で働いてもらうことを条件にしたりとかですね、そういった細かい整理もこれからしていきたいなというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それぞれ財政規模も財政事情も違いますので、ただ、我々が今回議員で研修に行った

中で、やはり相当刺激を受けて帰ってきました。その考え方にです。だから、さっき町長おっしゃったように良いところは参考にしながら、それは進めていってほしいと思います。

次に、子育て支援について伺います。子育て支援につきましては、子どもたちが仁木町の将来を担う上で、重要な施策の一つだと私は思っています。それで、そのためには町全体で、子どもを大切にする意識を共有して、子どもたちには町を愛する気持ち、それをいかに育むかを教育を通して、しっかり力を注ぐことが重要であると考えます。そしてそのことを最大限住民の方に認識、知ってもらう、そういうことが、子育て支援の基本であると思っています。本町は、先ほど町長もいろいろおっしゃっていましたが、ソフト面では様々な取組をしていますので、これはもう高い評価、一定の評価を受けています。我々も前にお話したとおり、議会だより等でいろいろ子育て世代とお話しますが、仁木町は本当に充実している。仁木町に住みたいという話をする人もいるそうです。ですから、そういう部分では、一定あるいは高い評価を受けているというふうに私も認識しています。そうは言っても、先ほど言ったように限りある財源の中でやるものですから、今後、どこまで頑張れるのか。住宅定住促進しても、うちはもう中札内より良いです。住宅建設をするのに200万円を出しているんですから。中札内村はいろいろな条件を満たして、最大限マックスで130万円です。ですから、そういう部分を考えると、本当に仁木町は頑張っているなというふうに私は認識しています。今後の町長の子育てに対する理念、理念と取組について、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

佐藤議員おっしゃるとおりですね、地域の希望であり、未来の力であります子どもと子育てをですね、町として応援することはですね、未来への投資であり、子育て世帯に対する様々な支援と保育や教育などのサービスとバランスをですね、良く組み合わせてですね、子どもと子育てを応援する社会をですね、町ぐるみでつくり上げていきたいなというふうに思っている次第でございます。そのためにも、子育て支援拠点としての役割をですね、担う施設について、例えば、保育施設、子育て相談窓口、子どもと地域の方がですね、一緒になって交流できるような、そんな場をですね、総合的にまとめた複合施設などをですね、これからどう作っていければ良いのかという、私の公約にもそういった部分を出しておりますので、今後、職員共々ですね、検討してまいりたいなというふうに思っている次第でございます。現在総合戦略に沿った子育て支援の中ではですね、安心して出産できる環境づくり、子育て世帯の経済的な支援の充実、地域で子育ての負担を軽減する取組の充実、魅力ある教育環境の整備など、様々な取組をですね、実施しているところであります。妊婦健診に係る費用助成利用者はですね、平成28年度には20人おりましたけれども、平成29年度には27人になりまして、第3子以降の出産人数はですね、平成28年度は4人に対し、平成29年度は3人に、児童生徒数は、平成28年度234人から平成29年度は249人になるなどですね、徐々に実績が出ているというふうに、我々も捉えております。すぐに大きな効果というものなかなか出づらいわけでありますけれども、今後も、様々な部分を検証してですね、良い方向に進めてまいりたいなというふうに思っております。先ほど来、支援拠点になるような拠点施設に向けて町として取り組んでまいりたいというお話をいたしましたけれども、これまでの町の現状を考えますと、もうばらばらで機能していたという部分があるんですね、保育施設は保育施設だけ、高齢者が集う場所は高齢者が集うだけという。やはりどうしてもそういう意味では、機能的、効率的にですね、どうしても悪かった部分があります。これからの時

代はですね、やはり一つにまとめてですね、より多くの人たちが多くの方々とですね、交じり合えるような、そんな場をですね、作っていくことを理想としてですね、今様々な情報収集をして、今動き出そうとしている段階であります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）ぜひですね、その辺をいろいろコメントをしようと思ったんですが、ちょっと時間がなくなってきたものですから、更別村、そこにもちょっと行ってきたんですけども、その考え方としてはすばらしいところなんですよ。子育て支援にしても、それから老人、高齢者の福祉に対してもですね、すばらしい取組をしているんです。職員も同行していますので、ぜひ職員の方から更に内容をちょっと深く掘り下げて聞いてみてください。非常に参考になると思います。

それと、次にですね、最後のご質問をさせていただきますけれども、平成28年度から選挙権が満18歳以下に引き下げられました。それで、この理由として若い世代が政治に関心を持ち、積極的に政治に参画することが期待されるということでございます。そこで、第6期総合計画策定に併せて、仁木町の未来を議論する場にですね、高校生、あるいは若い世代を参画させてはどうでしょうか。町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。時間が来ておりますので、手短かにお願いします。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

これまでの総合計画を策定する際にもですね、中学生を対象とした座談会とかも開催してですね、様々な意見をいただきました。高校生なども今後、第6期総合計画を策定する上で参加させるべきではないかというお話ありましたけれども、私もそのとおりだというふうに思います。ただ、いきなり最初の部分から参加させてもですね、どう考えたらいいのかという部分で戸惑う部分があると思いますから、まず骨組みとしてはある程度専門機関や役場、役場でまずある程度たたき台を作って、それである程度専門機関や様々町民の方々から話を聞いて、その次のステップとして、高校生や又は若い人たちの意見を聞き入れるような、そんな段階を踏んでですね、構想を練ってまいりたいなと思っている次第でございますので、ご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）ぜひそのように執り進めていってほしいと思います。以上で終わります。

○議長（横関一雄）次に、『応急手当の普及啓発活動の推進について』以上1件について、住吉議員の発言を許します。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）応急手当の普及啓発活動の推進について、質問させていただきます。

総務省消防庁の「平成29年度版救急・救助の現況」によると、平成28年中に心原性心肺機能停止状態の傷病者を目撃した一般市民は2万5569人で、そのうち心肺蘇生を行った方は1万4354人（56.1%）にも上りましたが、心肺蘇生を行い自動体外式除細動器（以下「AED」という。）も使用した方は、1204人（8.4%）と、依然としてAEDの使用率は低い状況にあります。これらの要因としては、AEDが近くになかったことや、使い方がわからなかったことなどが考えられます。心肺蘇生をしなかった傷病者の1か月後の生存率は9.3%であるのに対し、心肺蘇生を行った場合の同生存率は16.4%、また、AEDを使用し心肺蘇生を行った場合の同生存率は53.3%と高い生存率の上昇が見られ、救急隊員が到着するまでの間に心肺蘇生を行うのと行わないのでは、大きな差が生まれています。総務省消防庁では、学校教育での救命講習の重

要性を鑑み、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」を平成23年8月に改正し、新たに短時間で講習できる救命入門コースを追加するとともに、受講対象年齢を概ね10歳以上としました。このような背景から、学童期に救命講習の充実強化を図るため、ジュニア救命士制度を取り入れる自治体が増えております。一例として、全国で最も早くこの制度を取り入れた山形県村山市では、小学3年生、5年生及び6年生の3学年を対象に救命講習を実施しており、カリキュラムに基づき小学校と連携し、消防職員が出前講習を行い、修了者にはジュニア救命士認定証を渡しています。これらの取組は、命の大切さや救命手当の重要性を子どもたちに根付かせ、意識の向上を図ることが可能と考えます。また、本町においては各公共施設等にAEDを配置しておりますが、公共施設の場合、夜間及び休日は施錠されるため利用できる時間に制約があり、緊急時に利用できない可能性があります。オホーツク管内の網走市では、これらを解消するため、平成26年2月から市内のコンビニエンスストア事業者に協力をいただき、店内にAEDを設置し、一般市民でも救命を目的にAEDを使用できる環境を整備しています。AEDの効果的配置により多くの命を救うことができると考えますが、以下の点についてお聞きいたします。1点目、第5期仁木町総合計画の消防・救急体制の充実に普通救命講習（AEDを含む）の目標指標が示されておりますが、現在までの受講者数等、取組状況について。2点目、ジュニア救命士養成講習の実施について。3点目、24時間営業のコンビニエンスストアへのAEDの配置について。以上3点について、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の住吉議員からの、応急手当の普及啓発活動の推進についての質問にお答えいたします。

1点目の、現在までの普通救命講習（AEDを含む）の受講者数等、取組状況についてであります。毎年度、複数回の普通救命講習を実施し、平成29年度までの延べ受講者数は1167人となっており、総合計画で示す目標指標を達成している状況にあります。今後も更に多くの町民の皆さまに受講していただくため、町内会長会議や広報「しょうぼう」など、町内会を通じて普通救命講習の開催を周知してまいります。

2点目の、ジュニア救命士養成講習の実施について、申し上げます。毎年、仁木中学校の生徒に対して救命講習を実施しており、AEDの使い方のほか、人口呼吸、心臓マッサージ、応急手当などについて指導しております。また、銀山中学校の生徒に対しましても、学校の避難訓練に合わせて1時間程度の講習を実施しており、AEDなど救命処置の重要性を伝える取組に努めております。

3点目の、24時間営業のコンビニエンスストアへのAEDの配置につきましては、本町においては、セブンイレブン仁木北町店のみ24時間営業を行っておりますが、500mの至近にAEDを設置している北後志消防組合仁木支署があり、24時間体制で署員が常駐して勤務を行っていることから、現時点におきましては、コンビニエンスストアへのAEDの配置は必要ないと判断しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）今答弁いただいた中から質問させていただきます。

1点目で、普通救命講習（AEDを含む）受講者数については、平成29年度まで延べ受講者数が1167人で、平成32年度目標の1000人を超えていることから、普通救命講習について普及啓発活動が推進されていることを理解したところでございますが、この講習をどのような方が受講されているのか、内容・内訳がわかりましたらお知らせください。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えしたいと思います。

普通救急救命講習を受講されている皆さんなんですけれども、まず1番大きいところとしては、消防団の皆さんが各地域で活動されるときに使うということがあるので、そういう方々には受講していただいています。また、実際にAEDも設置されている場所ともなりますけれども、大江学園さん、銀山学園さん、そういうところの施設の職員の皆さん方、また長寿園、森内科胃腸科医院の職員の皆さん、そういうような、実際に設置してあるところの職員の皆さん、その他に大江とか銀山の保育所の父母会などが地域の皆さんで受講しようということで、受講されているというような部分もございます。また、町内のプールの監視員の皆さん方が、教育委員会の方で、毎年いざというときのためにということで講習をしていますので、プールの管理人さん方、毎年いろんな方がやっておられますけれども、そういう方々も出ているということでございます。その他には一般の町民の方で何人かのグループで興味があるので受けてみようということで受けられている方もいるという状況でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）一度だけの講習ではなかなか活用することは難しいと思いますので、2度、3度と毎年のように講習を受けている方もいらっしゃるかと思います。我が国では、平成16年に一般市民によるAEDの使用が認められて以降、急速に設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されているようですが、本町において各公共施設等に配置しているAEDを使用し、救急現場に居合わせた人により、応急手当、胸骨圧迫、人工呼吸、そしてAEDを使用した事例はありますか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）本町においてですね、今議員おっしゃったような、それぞれのもの全部含めてというような形で一連の流れでやるような作業になるかと思います。それで、AEDの利用状況ということで、ご紹介させていただきたいんですけれども、平成20年から今年の1月までの10年間で、本町では6回AEDの利用がございました。ただ、その中でですね、AED自体、議員もご承知かと思うんですけれども、実際に使用するために胸ところに張った段階で機械自体が、この人には電気ショックをかけたらいいか、かけなくても良いのかという判断をします。そういう中で実際に電気ショックをかけて、除細動除去を行ったのは、6回のうち1回というふうに聞いております。残りのものはAEDによる効果がないというふうに機械の方が判断してやってないということでございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。

先に、3点目につきましては、北後志消防組合仁木支署が24時間体制で勤務されているということから、コンビニエンスストアが500mの至近にあるということで、AEDの配置は必要ないという答弁で、これは理解したところでございます。ですから、大体消防署からすぐ出動できるような地域であれば、必要ないということだと思いますけれども、AEDを効果的な場所に設置し、活用することにより、救える命はたくさんあるのではないかと災害時等ですね、指定避難場所となっている施設等にこのAEDの設置についての、今後の対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）今のご質問ですけれども、仁木町内の指定避難所等の中で、AEDを設置してあ

る所、してない所がやはりございます。実際には指定避難所といっても、先ほどのコンビニエンスストアの話ではありませんけれども、普段は人もいないような施設だったりということもありますので、実際に日中等ですね、人のいる避難所等にもなっています、各小・中学校ですとか、山村開発センター、コミュニティセンターとか、そういうところには今設置されているという状況ですので、今後におきまして、また、他の設置されていないような施設に対しても検討していきながらですね、設置の必要があるという判断を下したところについては、設置の方をですね、考えていきたいと思えます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）ぜひ検討していただければと思います。

毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているのとともに、学校でも毎年100名近くの児童生徒の心肺停止が発生しており、その中には平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のようにAEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されているとのことでもあります。平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領、保健体育課の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、障害の悪化を防止することができること、また、心肺蘇生法などを行うことと表記されているとともに、同解説では胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げて、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。

2点目の答弁で仁木中学校の生徒に対しまして、AEDの使い方、応急手当など救命講習を実施され、また、銀山中学校の生徒に対しましては、学校の避難訓練に合わせて1時間程度の講習を実施とのことでありましたけれども、実習を通じた応急手当の講習なのでしょうか。また、教職員へのAED講習の実施状況などについてお聞きしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育次長。

○教育次長（岩井秋男）只今の質問でございますけれども、仁木中学校におきましては、実習ということで、一般的な普通救命講習を行っておりますので、当然、認定書もいただいているという状況でございます。銀山中学校におきましては、避難訓練に併せての一時間程度の実習ではなくて、講習ということでございますので、時数が短くて、認定証の交付までには至っていないという状況でございます。ただ、せっかく実施している講習ですので、銀山中学校におきましても、今後におきましては協議していきたいというふうに考えてございます。また、学校の先生方につきましては、各学校の救命講習に参加いただいているものですから、特段、先生方を対象とした講習は行っていないという状況でございます。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）わかりました。

アメリカのシアトル市では、救命率が30%以上と世界一の救命都市と言われております。一方、日本の救命率はわずか5%未満です。シアトル市の高い救命率を支えているのは、救命現場に居合わせた人の心肺蘇生法の実施率の高さであり、市民の半数が受講者という救命講習の受講率の高さ、そして小学生にも救命の授業を行っている等がその背景にあるとのことでございます。

質問で例を挙げました山形県村山市の取組に至る背景と目的にもシアトル市での取組を紹介し、村山市は救命率の向上を大きな目的としております。また、村山市では小学生に命の大切さと応急手当の必要性を理解してもらうため、平成22年度から子ども救命士育成プロジェクトを開始されております。学習内容は3・4年生は命の大切さと救急車の呼び方、5年生は応急手当の方法、6年生は心肺蘇生とAED

の使い方を学んでおります。2点目に質問いたしましたジュニア救命士の養成講習の実施について、本当にこの取組は、救命率の向上を目指すものでありますけれども、子どもたちの心に命の大切さ、他人を思いやる心、助け合いの心の種を蒔くことでもあると思います。小学生のうちからこのような体験をしておくことは非常に大事なことでないかと考えますが、教育長の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（横関一雄）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）先ほど、次長の方から、中学校の状況については、ご説明したとおりであります。

小学校でありますけれども、質問にありましたように本州の方ではですね、小学生からもうやっている。仁木町の場合はどうなのかという部分でございますけれども、小学校においても命の大切さ、また、人命救助の必要性などの勉強をですね、授業の中で展開しているところであります。一般的な救命講習となりますと、小学生では心臓マッサージだとか、AEDが本当に使えるのだろうか、その仕組み自体は説明できますけれども、その操作方法ですとか、あと体力的な部分でどうなのかなという課題は残しつつもですね、只今、住吉議員の方からありましたように、命の大切さ、自らの命を守る、また、他の人の命を守るという観点から、この必要性も教育委員会としては認識しているところでありますので、今後、救命方法や講習内容等をですね、消防仁木支署と十分に協議しながらですね、児童生徒、またそこにいる教職員もですね、併せてこの救命についての学びと言いますか、知識を深めていきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）道内では土幌町ですね、この町内初となる上居辺小学校でジュニア救命士認定講習を開催し、小学校5年生、6年生が受講しております。児童が心肺蘇生法も含め講習を授業として行うことは、児童が単に技術を学ぶことだけでなく、実践を通して人を助けること、命の教育、命の尊厳を事前に習得でき、やがて町民の安心・安全を守る人材へと成長し、救命率の向上につながる講習であると考えます。本町においても、いろいろな事情があると思いますけれども、ジュニア救命士養成講習の実施をですね、ぜひとも検討させていただきたいと思っておりますけれども、もう一度町長にお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

住吉議員おっしゃるとおりですね、若い年齢のときからそういった救命意識の醸成を図るということはやはり重要であるというふうに認識しているところでございます。それが小学校からなのか、中学校からなのか、高校生からなのか年齢は別として、これから町として、今は中学校で行っている講習をですね、更に充実させるものにしていくべきなのか、それとも幅広く、浅く小学校から行っていくべきなのか、どういうやり方が1番ベストなのかということも含めてですね、今後、教育委員会も含めて協議をしてみたいなというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）住吉議員。

○3番（住吉英子）夏休み期間中を利用して、この講習会を開催しているという町自体もでございます。また本町でも、体験型の子ども体験塾等年間20回程度、いろいろな文化・芸術・スポーツ等の体験をされていることもございます。もし、そういうようなところでも体験するような機会が取れるようでありましたら、ぜひ推進していただければと思います。さらなる応急手当の普及啓発活動の推進を要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第8『一般質問』を続けます。

一般質問『災害に強いまちづくりとは』以上1件について野崎議員の発言を許します。4番・野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、先に通告いたしました、災害に強いまちづくりとはについて、質問をさせていただきます。

私たちは、豊かな大地や太陽の恵みなど自然からの恩恵を受け生活を営んでいますが、反対に自然の猛威によって、自分たちの生活が脅かされることもあります。最近では、平成28年に発生した台風の本道上陸により、道東方面は壊滅的な災害に見舞われ、本町においては、本年3月に大江地域で発生した土砂崩れにより国道5号線が通行止めになるなど、あらためて自然の恐ろしさを実感いたしました。

本町では、仁木町地域防災計画や原子力防災計画に基づき、避難訓練なども実施されていますが、日頃から災害に備えておくことが重要であり、災害に強いまちづくりを進める上で最も大切なことは、被害を最小限に抑えることであると考えます。しかし、本町の災害への対策は不十分であり、まだまだ災害に強い町とは言えません。その理由として、町内の指定避難所までの道路整備が不十分であることなどが挙げられますが、その対策はどう考えているのでしょうか。町の最上位計画である第6期仁木町総合計画は、平成32年度中に策定されることとなりますが、災害対策をどのような形で盛り込むのか、また、防災を目的とした道路・河川整備を総合計画に含める考えがあるのか町長の見解をお伺いいたします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の、野崎議員からの災害に強いまちづくりとは、の質問にお答えいたします。

1点目の、町内の指定避難所までの道路整備が不十分であることへの対策をどう考えているのかについて、であります。仁木町地域防災計画では、「避難誘導は、町職員が北後志消防組合仁木支署、仁木消防団、警察官の協力を得て、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導を行い、また、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は北海道に対し、応援を求める」としていることから、町内20か所にある指定避難所に向かう動線につきましては、今後も関係機関との密接な連携の下、円滑かつ迅速な避難路の確保を図ってまいります。

2点目の、第6期仁木町総合計画に災害対策をどのような形で盛り込むのかについて、申し上げます。第5期仁木町総合計画においては、「災害から町民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、地域防災の充実に努めるとともに、防災、危機管理体制の整備と地域における自主防災意識の向上などに努める」ことを基本方針としております。新たな仁木町総合計画におきましては、高齢化や人口減少に伴うコミュニティ機能の低下など、ここ10年間における本町を取り巻く情勢の変化を踏まえ、関係機関及び町民の皆さまのご意見をいただきながら、内容について検討してまいります。

3点目の、防災を目的とした道路・河川整備を総合計画に含める考えがあるのかにつきましては、第5期仁木町総合計画において、道路・河川の整備について、「生活道路の整備」「主要幹線道路網の充実」「治水対策、河川環境の整備」を基本方針としており、路面舗装や側溝の整備、北海道横断自動車道を始めと

する広域的道路網の充実、河川災害を防止するための河川改修事業の促進及び要請、河川の維持管理などに取り組んでいるところであります。新たな仁木町総合計画におきましては、関係機関並びに町民の皆さまのご意見をいただきながら、内容について検討してまいります。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、1点目より再質問をしたいと思います。

指定避難場までの道路整備についてですが、説明をいただきましたとおり20か所の避難所があり、避難場所も14か所と伺っております。この指定避難所また避難場所と向かう動線が非常に重要だと考えます。そこへたどることができるのかどうかということが、非常に懸念されるところでございます。十分に対応できる路線、安全面においても対策される場所も多くありますが、今も路線として整備が必要なところも現状としてはあります。町として今後、関係機関と連携を持ち、避難路の確保とありますが、災害はいつ起こるかわかりません。日ごろの取組としてどのように進めるのか、地域町内会長、関係管理者等の会議などを実施されているという中で、どのような形でされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問ですけれども、個々のそれぞれの避難所のあるような地域での定期的な会議、そういうものは特には行っておりません。しかし、仁木町の防災会議条例に基づいた仁木町防災会議というものを、ほぼ年に1回というような形なんですけれども、そういうものを開催しております。そういった中に町内会の代表の方々、また、野崎議員のおられる銀山地区であれば、銀山女性の会などの方々がそのメンバーに入って会議を行っております。その中で地域の方々から、そういう避難所、また、避難所に通ずる避難路、そういうようなところでのご意見というのも広く聞かせていただいて、またこちらからもですね、いろいろな情報提供をしながら適切に対応を進めているというところですので、今後もそのような形で進めさせてもらいたいと思っております。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）内容的に詳しくご説明いただきましてありがとうございます。

また、避難所、避難場所として協力施設という形の中で要請されているところがあると思いますけれども、その内容としてどのような協力体制をいただいているのか、また、協定だけでなく災害対策会議などにおいても、その辺、一緒に対策をされているのか。お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問でございますけれども、避難所、避難場所として協定をしているという部分は、うちの町で具体的なもので言うと後志報恩会さんなどがですね、福祉避難所として通常の指定避難所以外の部分で養護の必要な方、そういうような方のためにスペースが空いているところを使わせていただいて避難するというような形での避難もさせてもらっているところです。そういう施設の方々との話というのは、避難の協定を結ぶ段階にですね、どのような形でそこを使わせてもらうかですかとかそういう話もさせてもらっています。また、先ほど言ったような仁木町の防災会議の中の構成メンバーにはなっていませんけれども、当然、先ほど言ったように地域の代表の方々も入っていますので、そういう方々を通してですね、いろいろな意見・情報等の提供のやりとり、そういうのもできるのかなと思っています。また、そういう避難所を利用して、毎年行っています原子力防災ですとか、地域防災の訓練なども行っていますので、そういう訓練の打ち合わせの際、また、実際の訓練のときにですね、いろいろお互い

に検証しながらやっていますから、その中でも、お互いいろいろな部分で協力しながらですね、ご意見を伺うということはできているのかなと思っているところでございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）福祉避難所ということで今、後志報恩会ということですが、銀山にも、もう1件櫻ヶ丘学園とかがありますけれども、そういうところは福祉避難所に入っていないのか、また、長寿園なども、そういうところに入っていないのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）現在ですね、今おっしゃっていたような、櫻ヶ丘学園、また、長寿園等は福祉避難所という形での協定は結んでおりません。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）今後そういう計画避難という形の中で、施設に対しての協力要請というのは、そういう長寿園とか櫻ヶ丘学園に対しても要請していくことが必要でないかなと思います。そこには子どもや利用者がいるということで、そこでやはり、きちんと見守るという形の中で、そういう協定というものが必要ではないのかなという感じがしますけれども、その辺どうお考えになられるのか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）今の段階では、後志報恩会さんだけということなんですけれども、もともと福祉避難所という部分に関しましては災害時に自宅での生活が困難で、その中でも介護や福祉サービスを必要とする人たちのための避難場所ということになっていますので、それ以外の一般の方であれば、公共施設で、今指定しています避難所を利用していただくというような形で考えていますので、現時点では新しく福祉避難所を増やしていくというような方向の考えは、担当としてはちょっと持ち合わせておりませんでした。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）これから多くの地域の多くの人たちの意見を集約しながら、聞いていただきながら、この道路状況だとかそういうものを改善していく方向性というものを、計画の中に、今後進めていっていただきたいなという感じがしております。

次に、2点目ですけれども、総合計画災害対策ということですが、回答としてなかなか具体的なことが、出てこないのかなという感じがします。町民の皆さんの意見をいただき検討されるとのことで、総合計画に多くの意見をいただきたいと思いますが、現在、本町では、防災無線において周知されておりますが、これから、きめ細やかな周知方法も今後対策の一環と考えますが、防災無線の全戸設置されていることが望ましいと思いますが、現状としてどうなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今の防災無線ということでございます。

町の方の防災行政無線の戸別受信機の設置ということを通して、情報提供というお話かと思えます。今ですね、仁木町内の防災行政無線の戸別受信機の設置に関しましては、まだ若干受信機を付けておられないご家庭等もございます。そういう方々に対して、また、新規に仁木町に転入して来られるような方々に対してということで、毎年広報の4月号にて戸別受信機の設置がない場合は役場に連絡するようにという

ようなお知らせをしております。また、転入者に対しましては、役場の窓口等に来られたときにですね、新規の設置は無料で設置できますよというようなそういうお知らせもして、設置についてお願いしているところでもあります。設置率についてはですね、転入・転出また家をいろいろ住替えというような形で動かれて、数字的には変動があるんですけども、大体9割前後ぐらいまでの今は設置率なのかなというふうに押さえているところがございます。今後におきましても、呼びかけをですね、更に進めて設置率の向上を図り、また、それによって地域へのいろんなお知らせ等もですね、できるようにしていければと思っていますところがございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）只今説明いただいたように、9割ほどの設置率ということで、あと残る1割の方々が、いろんな状況の中で設置をされていない。これに対しては、やはり防災ということで、非常にこう何かがあった場合に、その人自身が自分で責任を持った形の中で考えていただかなければならないということにもなろうと思います。しかし、何か起きた場合には、やはり町はどうなっているんだということにもなりかねない状況が発生すると思います。野外での放送もされておりますけれども、なかなかそれが聞き取れないということもあろうと思いますけれど、ぜひともその1割の方々にも何とかして設置していただく方向性というものを見出していただきたいと思ひますし、これが本当に何かあったときに1番最初に周知できるのが、防災無線だと思います。いろんな形の中で緊急事態が発生しましたよと、今、とりあえず防災無線というのが本当にこれからどんどん活用されることが本当に必要なのかなと思ひます。先日も熊が出ました、鹿が出ました、今回議会がありますということもいろんなことが皆さんに周知できるということは、もう本当に大切なことなのかなという感じもしますので、ぜひとも全戸設置できるよう、進めてもらいたいと思ひます。回答できればお願いします。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今の貴重なご意見ありがとうございます。

実際にですね、設置に対して、いろいろこちらの方から未設置のところに呼びかけとお願い等をしている中で、放送がうるさいから付けませんとか、あと、いろいろそういうような意味で設置を拒否されているような方も中にはいるというふうに伺っています。しかし、今議員仰せのとおり、この緊急時の防災行政無線の必要性というものは非常に大きいと思ひますので、今後につきましても、引き続き、町で強制することはできないんですけども、地域の未設置の住民の方々へは呼びかけをしまいたいと思ひます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）ぜひとも、取り組んでいただきたいと思ひます。

それでは、3点目の道路・河川整備計画ですが、ここ数年において河川の整備も非常に進んでおり、雪解け、大雨などの時にも氾濫なく最小限に食い止められているという実感をしております。また、辺地総合整備計画においても、今後、危険箇所において整備計画が盛り込まれているということでもありますので、非常に取組が進んでいるのかなという感じもします。

しかし、町道と河川の取り合いのガードフェンスの必要性、危険看板などの設置なども考える必要があるのかなという感じもしております。昨年も河川に落ちたという子どもの実例もあります。そういう箇所をやはり察知した中で、危険看板だとかそういうガードフェンスだとかというのもの、やはり今後取組

んで進めていっていただきたいなという感じもしておりますし、町道に対する舗装の修理、人と車の安全性を配慮する歩道の設置に、さらなる取組をしていただきたいなという感じもしておりますが、その辺に対して今後の計画の中でどのように考えられていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）町道と河川の取り合いのガードフェンスの必要性の部分でございますが、町道の端にはですね、河川の脱落等を防止するための、ガードレールやガードパイプ等を設置してですね、防護柵と言われるものを設置して、安全性に配慮しているところでございます。また、町道ですね、通行上危険な箇所等がございましたらですね、そちらの方につきましては、緊急性及び必要性ですね、そちらを判断した上で、これまで対応してきているところでございます。あと歩道の設置という部分での話だったと思いますが、歩道の設置に当たりましてはですね、車両及び歩行者のですね、交通量、通行する量、また、地域の実情等を踏まえた中でですね、必要性についてですね、総合的に判断した上でこれまで決定してきているところでございますが、現時点におきましては、歩道の整備に取り組む計画はございません。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）今のところ、そういう設置ということは考えていないということですので、ぜひとも地域の方々の意見、話を聞きながら、やはりどうしても必要だという、また、非常にこう道路が荒れているという状況も見受けられるという点については、事前に見ていただいていると思いますけれども、早急に急ぐところは進めていただきたいなという感じもしておりますけれども、そうやって子どもが流されたりということも察知はしていない状況の中で、突然としてそういうようなことが起きるとい、いろんな場面でそういうような状況が起きるといことに対しては、やはり地域にも周知するとか、そういう形の中で取り組んでいただければという感じもしています。その辺に対して、どう考えられるか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）これまでもですね、例えば地区なり一般の町民の方からですね、お電話なりそういう声を聞いたときはですね、極力直ちに現地等を確認した中でですね、対応できるもの、対応すべきものについてはですね、維持管理対応という形になりますが、危険性がないような形で対応等をしてきているところでございます。あと路面状況が悪いというちょっとお話もございましたが、仁木町の道路は幅員が狭い、一車線道路が多い中で、ある程度、樹園地農道で整備をして、舗装上も決して良い状態ではないという部分が多数の路線がございます。それらにつきましては、舗装補修工事という中でですね、毎年定期的な予算を計上した中でですね、逐次随時ですね、対応してきているというような状況でございます。

あと、ちょっと子どもが流されて云々というのが、ちょっと具体的にどこの部分を指しているかというのがですね、ちょっとわからない部分はございますが、実際もそういう行為なりがあったりですね、そういう場所につきましては当然こちらで現地等を確認した中でですね、町として、もしくは建設課として、河川管理等で対応できる部分、しなければならぬ部分でありましたら、当然、そこについては、町としても対応していかなければならぬというふうに考えてございます。以上です。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）そういう事故があったということに対して、町の方でちょっと承知していないということなんですけれども、それは、名前はちょっと控えさせていただきますけれども、地域的には長沢地区

の河川から、自転車で飛び込んだとかという形もあるんですけども、そういうことが実際にあったということは知っておいていただきたいと思いますし、それに対して何か柵をすとか、その時に教育委員会の方かな、子どもが川に落ちましたよという放送は防災無線でしてくれたので、非常に周知を図ってくれたなという感じはしましたけれども、そういう危険箇所があるということは、今後の対策の中で考えていただきたいなという、本当にそういうところばかりと言ってしまうと、あれかもしれませんけれども、町としてやれるところはやはり危険看板でも立てる、また、防災無線によって、雨で増水していますよとかということも、周知していくことが大切ではないかなという感じもしておりますので、即そこへ看板を立てるとかということではなく、知っておいていただきたいなという感じもしております。その辺に対してどうでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります。先ほどちょっと具体的な川などがちょっとわからないのでということ、私、お話し申し上げたところなんですけれども、今の野崎議員の方からご説明ありましたが、これは昨年の4月20日の部分という形ですね、実際町の方に教育委員会等を通じた中で、情報等が入りまして、昨年4月21日にですね、保護者宛に町長名、教育町名、また余市川土地改良区名、3名の連名でもってですね、子どもを河川や用水路に近づかせないように注意しましょうという形ですね、注意喚起文等も配布等をしているところでございます。これに当たりまして、早急に情報が入った段階で、町ですね、各担当の所管が集まってですね、話しをした中で、すぐにこういう形で注意喚起しましょうという形で町としてはですね、必ずしも対応してきていないわけではなくてですね、対応してきているという部分でございます。また、河川の部分ですね、すべての河川にですね、例えばその安全柵云々ですとかという部分というのは、皆さんご承知のように河川の延長が長い中でですね、畑の中に入っている部分もありますし、道路に面している部分もいろいろな部分がございますので、当然すべての部分に河川の例えば安全柵を設置すとかということのも当然難しいという状況もですね、ご理解いただければと思いますので、事故等ありましたら、昨年のように、こういう広報等をした中でですね、周知はしているという部分でご理解願いたいと思います。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）ぜひともそういう先を見た形の中で、町として対策できるところを先に先にという形の中で取り組んでいただきたいなという感じがします。

それでは最後に、これは町長にお話をさせていただきたいと思いますが、実際に本町として原子力防災計画に基づいて、避難訓練も実施されていますが、実際に道道として銀山・赤井川線は避難道としても指定されていると伺っております。現在、道道銀山・赤井川線は3丁目において、歩道幅が中断されて10年近く経過しているわけですが、幅広い道路から急に狭くなると、これ特に冬場においては非常に危険になる。除雪に対してのやはり幅がとれないという状況も発生している中、この車幅がとれない状況の中で、なかなか大型車は交差することも難しい状況にあります。災害時には、車両1台が通ればいいんだという考えの下で、北海道はやられていないのかもしれませんが、避難道として、北海道がやっていることに対して、実際にそういうところを避難道として抜けていくという点は整備されていくことが実態ではないかなという感じもしていますので、ぜひとも北海道の方へ要請することが可能なかどうか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員の質問にお答えします。

野崎議員のおっしゃること、言わんとすることは十分承知しております。あの銀山・赤井川線の道路が途中から、3丁目あたりから細くなってですね、普段の通行に関しては、それほど多く大きな支障はないものというふうに捉えておりますけれども、万が一、特に冬場においてはですね、道路幅が狭くなって、道路が交差することもなかなか難しいという現実も我々は認識しているところでございます。まして今は、新幹線のトンネルの掘削工事等ですね、いろいろトラック運搬がですね、あそこは非常に多いものですから、なかなか狭くなっている道路で横断できるよう、横断歩道が横断できるような道がないから地域住民の方から何とかあそこを除雪して歩ける場所を確保してくれないかというような要請も来ております。実際問題として、避難道としての認識としてはですね、先般も原子力防災訓練を経てですね、あそこが避難経路として問題はないという認識で捉えているところでございます。一般の地域住民の皆さんが使う道路として、あそこが果たして危険性がないのかと言われればですね、冬のとくにですね、どうしても車道を通して歩く高齢者の方々もいらっしゃるという中で、その点につきましては要望があった際にすぐですね、対応を取らせていただきまして、何とか人が通れるような、横断をできるような道をですね、確保させていただきました。野崎議員のそういった避難道としての要請、整備を更に良くしてほしいという気持ちはわからないでもないんですけれども、今、避難道として幾つかの道を確保しなければならない。有事が発生したときに、ただ1本の道路だけでは、なかなか現実的に難しいものがありますので、銀山・赤井川線を通して都市部に避難できる、そういった道も確保しなければならないものですから、現段階では、銀山・赤井川線をですね、逃げ道として、今避難道として認定しているところでございます。道路整備ということに関してはですね、国道も決して道路整備されているとは言いませんけれども、これから徐々に徐々にですね、北海道に対してもですね、地域の声として要請と言いますか、要望をですね、上げていくことは可能だというふうに思っていますので、その部分は、今後、要請と言いますか、お願いをですね、していきたいなというふうに思っている次第でございます。ただ避難道としての道路整備としての枠と、一般道としての道路整備としては、認識がそれぞれ違いますから、その辺はご理解していただきたいなというふうに思う次第でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）町長に答弁をいただいたので、一般道と避難道との違いというものがあるということは、十分私もわかっておりますし、その辺に対しては、なぜにあそこで中断されたのかなと、以前を考えると避難道として道路が拡幅されたのではなく、どういう形の中であれが進んでいったのかなという感じもしますけれども、やはり急に道路が狭まるということに対しては、日常においても非常に不便がある。また、避難道としてもどうなんだろうということも考えられるということで、ぜひとも町長から要請していただけるということで、今いただいたので、ぜひとも話を進めていただきたいなという感じもしています。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先ほど私、補足するのを忘れたのですけれども、野崎議員1人だけの要望ということでは、なかなか難しいものがあるんですけれども、それが地域の声ということで、多くの皆様からそういった声が上がればですね、町としても進めていかなければならない問題だというふうに思っていますの

で、ぜひとも、まず、地域の皆様の声を受けて、そしてどういような要望なのかということも含めてですね、また、かつてそういった経緯があった中で、なぜそれが進まなかったのかということもしっかり検証してですね、次に取り組んでいかなければならないというふうに思っていますので、その辺の部分も含めてご理解していただければと思います。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、私の質問はこれで終わらせていただきますけれども、ぜひとも、災害はいつ何が起きるかわからないことがたくさんありますので、本当に、安全面を考えた中で町としても少しでも多くの意見を聞いて、集約して取り組んでいただきたいと思います。これで終わります。ありがとうございます。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第9 議案第1号

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第1号『平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ462万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8415万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第1号、平成30年度一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。14款、国庫支出金から19款、繰越金までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計462万4000円を追加し、補正後の歳入合計額を34億8415万4000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計462万4000円を追加し、補正後の歳出合計額を34億8415万4000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が281万8000円の増、その他財源が20万円の増、一般財源が160万6000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、4目、農林水産業費国庫補助金につきましては、強い農業づくり事業の経営体育成支援事業に係る補正であり、281万2000円を追加するものでございます。本補助金は、町に交付され、町から同額事業実施者に交付する仕組みとなっております。

続きまして、6ページをお開き願います。15款、道支出金、3項、道委託金、1目、総務費委託金につきましては6000円の追加でございます。これは工業統計調査に係る交付金の通知により追加するものでございます。

7ページをお開き願います。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1412万8000円を減額するものでございます。2目、ふるさと振興基金繰入金につきましては、歳出で説明いたしますが、学校図書の購入に対する寄附分、合わせて20万円の追加でございます。

8ページをお開き願います。19款、1項、1目、繰越金につきましては、繰越金の額が確定しましたので、1573万4000円の追加でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては656万8000円の減額でございます。4月1日付け人事異動に伴う職員人件費の減額でございます。

10ページをお開き願います。4目、財産管理費は21万7000円の追加で、備品の購入経費でございます。事務用備品、机・椅子の購入経費でございます。

11ページをお開き願います。2項、徴税費、1目、税務総務費につきましては、38万2000円の追加で人事異動に伴う職員人件費の増額でございます。

12ページをお開き願います。5項、統計調査費、4目、工業統計調査費につきましては4000円の追加で調査員の報酬分でございます。工業統計調査に係る交付金の通知により追加するものでございます。

13ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、人事異動に伴う人件費の追加、然別生活館の集合煙突撤去の委託料の追加で合計844万4000円の追加でございます。

14ページをお開き願います。3目、老人福祉施設費につきましては、高齢者福祉施設管理用備品の補正で8万8000円の追加でございます。歩行型芝刈機の購入経費でございます。6目、後期高齢者医療費につきましては、後期高齢者医療特別会計の前年度繰越金の確定に伴い29万6000円を減額するものであります。

15ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、人事異動に伴う人件費の増減で118万2000円の減額でございます。

16ページをお開き願います。5目、上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計の前年度の繰越金の確定に伴い、繰出金91万1000円の減額でございます。

17ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費につきましては、人事異動に伴う人件費708万7000円の減額でございます。

次に、18ページをお開き願います。2目、農業総務費につきましては、人事異動に伴う人件費694万8000円の追加でございます。

19ページをお開き願います。3目、農業振興費につきましては、強い農業づくり事業の経営体育成支援

事業補助金で、歳入5ページの農林水産事業費補助金と同額を計上し、281万2000円の追加でございます。7目、農用地再編開発事業費は53万9000円の追加でございます。13節、委託料は、フルーツパークにきの管理運営経費で駐車場トイレ及び農機具の修繕分38万7000円の追加、18節、備品購入費は、施設管理用備品として実習室の電子レンジ分15万2000円の追加でございます。

20ページをお開き願います。7款、1項、商工費、2目、商工振興費につきましては、小樽・北しりべし消費者センター負担金の増額分の補正で2万7000円の追加でございます。

21ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費につきましては、人事異動に伴う人件費で144万5000円の減額でございます。

22ページをお開き願います。2項、小学校費、2目、教育振興費につきましては、昨年度個人から銀山小学校の図書購入に対する寄附がありましたので、図書購入費として10万円を追加するものでございます。3項、中学校費、2目、教育振興費につきましても、小学校費同様、昨年度個人から銀山中学校の図書購入に対する寄附がありましたので、図書購入費として10万円を追加するものでございます。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費につきましては、人事異動に伴う人件費で245万2000円の追加でございます。25ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

予算書の19ページをお開き願います。3目、農業振興費、このうちの負担金補助及び交付金ということで、歳入歳出それぞれ281万2000円が計上されてございますけれども、この時期の補正ということで、この事業内容について説明をお願いします。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）強い農業づくり事業補助金についてご説明申し上げます。

この補助金は国が地域農業の担い手育成確保を推進するため、担い手の農業用機械施設導入に対し、援助し補助する事業でございます。全国で行われる個別の事業ごとに取組をポイントで分けし、これにより国は各地域に予算配分を行います。ポイントとして算定される項目は、付加価値額の拡大、経営面積の拡大、経営管理の高度化、新規就農農業者の育成、助成の取組などで、取組が多いほどポイント数も高くなります。事業は間接補助として実施され、国は都道府県に対しポイントにより補助金の配分総額を算定し、更に道や町は、それぞれ割り当てのあった配分額で道は町へ、町は農業者ごとに予算配分を決定する仕組みでございます。国全体の予算額は27億円です。補助率は事業費の10分の3以内で上限額は一経営体当たり300万円となります。今回、本町の配分のあった補助金は、融資主体型補助金というもので、融資を活用して農業用機械を導入し経営を改善、発展に取り組む事業に支援するものでございます。計画書を作成した農業経営体の取組は経営面積拡大、農業経営の法人化、付加価値額拡大を計画するために、近代化資金を活用し、コンバインを新たに導入するものでございます。この取組について、本年2月に事業要望を受け、道を通じて国と協議をしていたものが、4月に予算配分となり、5月に計画承認の本申請をしたことから、本定例会に補正予算を上程させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

それであれば、これは毎年、例えばこの事業を行う場合は、当初予算ではなく、いつもこの時期になるんでしょうか。補正は。

○議長（横関一雄）鹿内産業課長。

○産業課長（鹿内力三）この事業につきましては、昨年度、一昨年度と実施がございませんでした。この国の方からの予算配分の時期がいつになるかというのは、その年度によって若干ずれるのかとは思いますが、今年と同じように4月以降に予算配分があって、計画承認の申請をその後に行うということであれば、今後におきましても、補正予算で対応ということになるかと思えます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今ので理解したところでございます。

それでは、その下段の7目、農用地再編開発事業費ということで、フルーツパークの委託料ということで38万7000円、これ計上されておりますけれども、この内容についてご説明をお願いします。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）フルーツパークにきに関する補正予算、13節、委託料38万7000円の補正の内容についてであります。指定管理施設、機械器具の修繕につきましては、協定に基づき3万円以上50万円未満の修繕を実施する場合、指定管理者から直接修繕事業者が発注し、町が修繕費と同額を委託料として指定管理者に支払うこととなっております。指定管理者が4月からの開園準備をする中で、公衆用トイレの水漏れが6万2640円、及び乗用草刈り機等の公園管理備品の故障が38万4966円、これが発生しております。指定管理業務上早急に修繕が必要であったため、当初予算からの不足分38万7000円を補正予算として上程したものでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今、内容説明をしていただきましたので、内容の方はわかりましたけれど、1点確認させてほしいんですが、草刈り機、これの修繕も入っているということで、これは、引き継ぐ段階では全く問題なかったんでしょうか。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）施設機械器具、この公園管理用の草刈り機等の修繕についてでありますけれども、これまでは問題なく機能しておりましたけれども、なにぶん経年による劣化もございますことからやむを得ない故障と考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）今はどのような状況で草刈りをしているんでしょうか。今、一番草が伸びる時期ですよ。今はどのような対応をされているのでしょうか。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）今は、順次修繕しました機械も活用しまして、7月8日、さくらんぼフェスティバル等に向けましてですね、きれいに草刈りは順次進めてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

とりあえず、今は問題なく使えているということですか。もう直してしまったんでしょうか。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）失礼いたしました。その他の何ともないもの等を順次使いながらということでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今ので、理解をいたしました。

その下段のですね、備品購入費で今回15万2000円、施設管理用備品ということで15万2000円、これ補正していますけれど、これについても内容説明をお願いします。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）フルーツパークにきの予算、18節、施設管理用備品15万2000円の補正の内容についてでございますけれども、調理実習室に配置しております。平成13年購入の電子レンジ、これが故障により使用できなくなりまして、製造メーカーに確認したところ製造から17年経過しているということで、備品の調達ができず、修繕が困難であるとのことから、同様の機能を要する業務用レンジを購入するための購入費の15万2000円を補正予算として上程したものであります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

レンジを故障したので購入するというものでございますけれども、私は先般フルーツパークに行ってきましたけれども、レストランの部分がまったく機能していないような状況なんですね。それといいますのは、今はスイーツぐらいしか出していないですよ。ですから、調理という部分では全くされていないような気がするんですよ。そんな中で、このレンジというものが必要なんでしょうか。そして、その他にもですね、売店コーナーもクローズしてしまって、全く使っていないですよ。閉鎖してシャッターをかけてしまって。それで、当初の計画で我々も説明を受けていた自然エネルギー、どういう形でされるのかわかりませんが、それも全く準備もされていないような状況なんですね、全く今の状態では、うちの町の大切な観光拠点としての機能が全く果たされていないような状況だと私は見てきました。それで来月早々にですね、もう、さくらんぼフェスティバルも間近に迫っていますし、非常に対外的にも、非常にまずいのかなと。それで、我々も一応議会の方でこの指定管理者については、議決承認しているものですから当然我々にも責任があります。ですから、今後はどのように進捗していくのか。その辺、管理者とも打ち合わせ等されているんでしょうか。ちょっとご説明願います。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）フルーツパークの業務計画などについてであります。先ほどお答えいたしましたように、新指定管理者の下、新年度の開園準備から施設・機械・器具の予期せぬ故障が相次ぎ発生してまいりましたことから、その対応に追われるなど、提案を受けた業務が確実に進められているとは言えない状況でございます。先日私どももその辺内容等を確認をしてきたところでございますけれども、レストランにつきましては、スイーツや団体客などへの予約メニューによる対応のみに留まっているなど、万全ではありませんけれども、現在、進めております種類、お酒などの販売物の免許手続等や、トマトなど、地元の農産物等を活用したメニューの企画などを進めておりまして、来園者の増加を図っていくというこ

とで今進めているところであります。後また、自然エネルギーの利活用に向けた調査・検討なども、順次進めておりまして、提案された業務計画に沿った運営を着実に進めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

いろいろ今ご説明を受けましたけれども、今年から指定管理者が変わるということで、我々も相当期待したんですね、業者の、指定管理者の中身を見まして、それで、相当期待したんですが、これ今の段階では、当然残念というか機能していないというか、期待外れと言いますか、非常に残念な部分もありますね。それで、今後どのように業務を展開していくかちょっとわかりませんが、今の状況を町長はご覧になったかどうか、わかりませんが、町長このことに対してどう思いますか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えします。

議員おっしゃるとおりですね、今、現段階では、私も足を運びましたけれども、確かに飲食部分に関してはですね、まだまだ準備段階であるところでございます。従来の売店コーナーの方もですね、今、十分な活用がされていないような状況に至っております。

我々もですね、指定管理者として本年度から受けてもらいました業者に対しましてですね、その辺の部分はきちんとですね、これからイベント時期も多くございますので、なるべく早い段階で準備をしていただけるように、町としても促していきたいというふうに思っています。ただ3月議会で許可をもらって、これで4月1日からすべてを整えていくというのもですね、なかなか業者としても、今、人の問題等を含めてですね、いろいろ苦労している部分があるというふうにもお聞きしていますので、その辺は理解できるのですが、ただ受けた以上はなるべく利用者にとって、また町民にとってですね、支障を来たさないような、そういった指定管理施設として運営してもらうようにですね、町としても、厳しくこれから、お話をさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）やはり、先ほどの一般質問の中でもそうですけれども、ああいうのは、やはり情報発信がそれこそ大事な部分でありますので、1番心配しているのは、来月早々にある、さくらんぼフェスティバルに来園された方があれを見てどう思うか。1番心配するところなんですよ。ですから、ぜひ、指定管理者の方と、しっかり打ち合わせをして、短い期間ですけど、確かに4月以降期間がないですから、何もかもすべてやれという話にならないと思いますけれど、1番肝心のレストランの部分と、売店の部分は何とかですね、オープンするように、何とか努力してほしいと思います。答弁要りません。

○議長（横関一雄）佐藤町長。答弁をお願いします。

○町長（佐藤聖一郎）議員おっしゃるとおりですね、早い段階で業者に対してですね、促してまいりたいと思っています。

あと、従前から施設に対しての内部の飲食店も含め、販売の方も含めて、そちらの方もいろいろ十分に足りていない部分はありました。ただ、公園管理としてはですね、今の業者はですね、私が見た感じ、非常に適切に管理されているというふうに思います。それで、今後はですね、そういった今度は飲食部分のスペースをですね、しっかりと充実させてもらうようにですね、これから、促してまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（横関一雄）他に質疑ございませんか。6番・林議員。

○6番（林 正一）林です。

今のことですけれども、やはり企画課でも行ったほうが良いですよ。もう6月ですから、6月の終わりですから。7、8、9、10月と、もうないですから。私は、2～3日前は東京の方から何人か知り合いに泊っていただきましたけれども、その前なんて、行ったって食べる物もありませんから、何かアイスクリームだとか、ケーキが食べ放題で800円とかそういうのをやっておりましたけれど、あと何もない状態ですから、管理の方は芝とかを見て来たらそれはやっているみたいだったんですけれども、やはり、最初はちょっと行って見ないと、初めてですからね。企画課の方なども行って確認してください。

○議長（横関一雄）四十坊産業課参事。

○産業課参事（四十坊供之）しっかりと指導をしてまいりたいと思います。

順次、提案された業務計画に沿った運営を着実に進めますように、指定管理者を指導してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（横関一雄）他に、質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

○議長（横関一雄）これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号

平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（横関一雄）日程第10、議案第2号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第2号でございます。

平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく渡辺財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第2号、平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金を36万8000円減額し、5款、繰越金を36万8000円追加するものでございます。補正前の合計額と補正後の合計額は同額の2億82万8000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。歳出につきましては補正はございません。

3ページをお開き願います。事項別明細書歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、36万8000円を減額するものでございます。

6ページをお開き願います。5款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定しましたので36万8000円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号

平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（横関一雄）日程第11、議案第3号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。

平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成30年度余市郡仁木町簡易水道事

業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、こちらも渡辺財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第3号、平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を91万1000円減額し、4款、繰越金を91万1000円追加するものでございます。補正前の合計額と補正後の合計額は同額の3億259万3000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。歳出につきましては補正はございません。

3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、前年度の繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を91万1000円減額するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。4款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定しましたので、それに伴い91万1000円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号

平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（横関一雄）日程第12、議案第4号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。

平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第4号、平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金を29万6000円減額し、5款、繰越金を29万6000円追加するものでございます。補正前の合計額と補正後の合計額は同額の6973万3000円でございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。歳出の補正はございません。

3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、前年度の繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を29万6000円減額するものでございます。

6ページをお開き願います。5款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定しましたので、それに伴い29万6000円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号

仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第5号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について。仁木町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては渡辺財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第5号、仁木町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。平成30年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律等については、本年3月31日に公布されました。このことに伴い、仁木町税条例におきましても改正する必要が生じました。地方税法の改正に伴う施行期日が本年4月1日からの施行となっている改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分により条例改正を行ったところでございます。この度の改正は、4月1日施行分を除いた条例改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備の投資の支援でございます。これは中小企業の一定の設備投資について3年間固定資産税を軽減するものでございます。また、控除の見直しについて納税義務者の所得に応じた仕組みの導入でございます。次に、たばこ税の見直しでございますが、平成30年10月1日から3段階で値上げをするものでございます。これは1本1円、合計で3円の値上げとなります。また加熱式たばこについて、国のたばこ税と同様に課税方式の見直しを実施し、平成30年10月1日から5年間にかけて段階的に移行するものでございます。次に、地方税の電子化について大法人の法人住民税等に係る電子申告の義務化でございます。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明を行います。新旧対照表の1ページをお開き願います。右側が改正前で左側が改正後となっています。第23条につきましては、町民税の納税義務者の規定で文言の整理でございます。第24条につきましては、個人の町民税の非課税の範囲の規定で所得金額の改正及び文言の整理でございます。

2ページをお開き願います。第34条の2は所得控除の規定で、所得割の納税義務者について前年の合計所得金額が2500万円以下である所得割の納税義務者に改めるものでございます。第34条の6は調整控除の規定で第1項は、第34条の2と同様でございます。第1号、第2号につきましては文言の整理でございます。

3ページをお開き願います。第36条の2につきましては町民税の申告の規定で文言の整理及び括弧書きの追加でございます。

4 ページをお開き願います。第48条は法人町民税の申告納付の規定であり、第1項は括弧書きの追加、第10項から第12項までは電子申告の義務化に関する規定の追加でございます。第92条につきましては製造たばこの区分の規定の追加でございます。

5 ページをお開き願います。第93条の2につきましては製造たばことみなす場合の規定の追加でございます。加熱式たばこを製造たばことし、区分を加熱式たばことするものでございます。第94条はたばこ税の課税標準の規定で第1項、第2項は条例の改正に伴う条ずれの改正、括弧書きの追加、文言の整理でございます。

6 ページをお開き願います。第3項からは加熱式たばこを製造たばこに換算する方法等の規定の追加でございます。

次に、7 ページをお開き願います。第95条につきましては、たばこ税の税率の改正でございます。1000本につき5262円を5692円に改めるものでございます。

8 ページをお開き願います。第96条はたばこ税の課税免除の規定で条例改正に伴う条ずれの改正でございます。第98条につきましては、たばこ税の申告納付の手續の規定で施行規則の改正に伴う様式番号の改正及び文言の整理でございます。

9 ページをお開き願います。附則第5条は個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定であり、現行の金額に10万円を加算しております。附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定であり、第26項に生産性向上特別措置法の規定による。中小企業の設備投資の支援の規定を追加しています。法附則第15条第47項の条例で定める割合は零としております。附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定で、法の改正に伴う条ずれの改正でございます。

11ページをお開き願います。新旧対照表、第2条関係でございます。第94条につきましては、たばこ税の課税標準の規定で本数換算に関する規定の改正でございます。附則第10条の2につきましては、法改正に伴う条ずれの改正でございます。

13ページをお開き願います。新旧対照表第3条関係でございます。第94条第3項につきましては、たばこ税の課税標準の規定で本数換算に関する規定の改正及び法改正に伴う条ずれの改正でございます。第95条は税率の改正でございます。

15ページをお開き願います。新旧対照表第4条関係でございます。第94条第3項につきましては、たばこ税の課税標準の規定で本数換算に関する規定の改正及び法改正に伴う条ずれの改正でございます。第95条は税率の改正でございます。

17ページをお開き願います。新旧対照表第5条関係でございます。第93条の2につきましては、第94条第3項第1号の改正による改正でございます。第94条につきましては、たばこ税の課税標準の規定で本数換算に関する規定の改正及び法改正に伴う条ずれの改正でございます。

19ページをお開き願います。新旧対照表第6条関係でございます。附則第6条については、日付の改正、条例改正に伴う条ずれの改正、税率の改正でございます。

21ページをお開き願います。附則第1条は施行日について定めたものでございます。

22ページをお開き願います。第2条は町民税の経過措置、第3条はたばこ税に関する経過措置、第4条は手持品課税に係るたばこ税について定めたものでございます。

24ページをお開き願います。第5条は手持品課税に係るたばこ税に関する経過措置について定めたものでございます。

次に、25ページをお開き願います。第6条はたばこ税に関する経過措置、第7条は手持品課税に係るたばこ税について定めたものでございます。

27ページをお開き願います。第8条はたばこ税に関する経過措置、第9条は手持品課税に係るたばこ税について定めたものでございます。以上で仁木町税条例等の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時45分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第14 議案第6号

仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第6号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号でございます。

仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北住民課長からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議案第6号、仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、平成30年4月27日付けで厚生労働省の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、国の基準と同等に仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は3点ございます。1点目が、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に、小規模保育事業A型事業者等を確保することをもって連携施設を確保することに変えることができることとするものであります。

2点目が居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について町が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とするものでございます。

3点目が、附則第2条の経過措置が適用されている事業者のうち、居宅で保育を提供している家庭的保育事業者につきましては、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とするものでございます。

それでは改め文の説明を省略いたしまして、新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。右側が現行、左側が改正後となっております。第6条第1項第2号中に、字句を要約する定義規定を追加しております。次に、同条第2項及び第3項に、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合に、小規模保育事業A型事業者等を確保することをもって、連携施設を確保することに変えることができることとする規定を追加するものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをご覧ください。第16条第2項第4号として、居宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、町が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とする規定を追加するものでございます。

3ページをご覧ください。附則の第2条第1項は、字句を要約する定義規定を追加するものでございます。次に、同条第2項として、居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とする規定を追加するものでございます。附則は、施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行するというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号

仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第7号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第7号、仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年仁木町条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく川北住民課長からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）川北住民課長。

○住民課長（川北 享）議案第7号、仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、平成30年3月30日付けで、厚生労働省の定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の放課後児童支援員の資格要件を一部変更するものでございます。改め文の説明を省略し、新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。右側が現行、左側が改正後となっております。第10条第3項第4号について、資格要件を明確化するため、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者を教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者に改めるものであります。次に、同条同項第10号として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事したものであって、町長が適当と認めたものを新たに追加するものでございます。附則は施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第8号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第8号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩佐ほけん課長からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩佐ほけん課長。

○ほけん課長（岩佐弘樹）議案第8号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

はじめに改正の背景についてご説明いたします。地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されました。これに伴い、仁木町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について申し上げます。1点目は、法定限度額の改正に伴い、本町国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を54万円から58万円に引き上げます。一方、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減及び2割軽減の基準を引き上げ、保険税軽減の拡充を行うものであります。なお本件につきましては、本年5月29日開催の平成30年度第1回国民健康保険税審議会に諮問し適当と認める答申をいただいていることを申し添えます。

2点目といたしましては、これまで特例対象被保険者等が申告する際は、雇用保険受給資格証の提示が義務付けられておりましたが、今後はマイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば、提示は不要とし、求められた場合にのみ提示しなければならないと改正するものであります。

議案の改め文の朗読を省略させていただきまして、参考資料として添付しております新旧対照表の1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なお、下線を付している部分が改正箇所でございます。第2条第2項につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度

額を現行54万円から58万円に引き上げるものでございます。第23条につきましても同様に基礎課税額に係る課税限度額を現行の54万円から58万円に引き上げるものであります。次に、同条第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を現行27万円から27万5000円に引き上げるものであります。同条第3号につきましては2割軽減の対象となる世帯の所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を現行49万円から50万円に引き上げるものであります。

次に、2ページをお開き願います。第24条の2第2項につきましては、特例対象被保険者つまり非自発的失業者が申告する際、これまでは雇用保険受給資格証の提示が義務付けられておりましたが、今後はマイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば提示は不要とし、求められた場合にのみ提示しなければならないと改正するものであります。また、「申告書を提出する場合には」から、「申告書の提出に当たり」への改正は、文言の整理でございます。附則の第1項は施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するというものであります。第2項は適用区分の定めであり、改正後の仁木町国民健康保険税条例の規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

次に今回の改正による本町の国保税への影響額についてご説明いたします。影響額につきましては、平成30年5月16日現在の国保加入世帯を対象に、平成28年の所得及び固定資産税により試算しております。はじめに基礎課税額の課税限度額の引き上げによる限度額超過世帯数は現行限度額54万円の28世帯から、58万円は23世帯となります。限度額4万円の引き上げに伴い、年税額で101万4000円の収入増が見込まれます。次に、5割軽減の対象となる世帯の所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を現行27万円から27万5000円に引き上げること、及び2割軽減の対象となる世帯の所得判定基準について被保険者数に乗ずる金額を現行49万円から50万円に引き上げることに伴い、医療分と後期支援分につきましては、軽減対象外から2割軽減世帯へ1世帯移動し54世帯に、2割軽減世帯から5割軽減世帯へ1世帯移動し、62世帯になります。介護分につきましては2割軽減世帯から5割軽減世帯へ1世帯移動し、2割軽減世帯は21世帯、5割軽減世帯は31世帯になり、医療及び後期並びに介護分を合わせた年税額は4万1000円の収入減が見込まれますので、国保税全体といたしましては、差し引き97万3000円の増収と試算しております。以上影響額につきましてご説明いたしました。あくまでも平成28年の所得及び固定資産税を基にした試算でありますことをご理解願います。

最後に、本町はこれまで国の改正どおりに条例改正を行っており、5月16日現在での国保加入675世帯中、条例改正後の2割、5割、7割軽減世帯合計は319世帯となり、全体の47.1%を占めております。また、7割軽減世帯だけでも全体の30.1%を占めている状況であります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号

銀山辺地に係る総合整備計画について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第9号『銀山辺地に係る総合整備計画について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第9号、銀山辺地に係る総合整備計画について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、銀山辺地に係る総合整備計画書を別紙のとおり策定したいので、議会の議決を求める。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第9号、銀山辺地に係る総合整備計画について、ご説明申し上げます。

辺地対策事業は、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、辺地を包括する市町村が辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の格差是正を図るため、当該地域における公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業に要する経費について、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しない経費についても、地方債の発行が認められています。本町における辺地地区は現在、大江地区、長沢地区、尾根内地区、銀山地区の4か所で、今回提案している計画書につきましては、今後5年間において起債を活用した事業計画のある地区の総合整備を定めているもので、この計画を定めることにより、辺地対策事業債充当率100%、交付税算入率80%の有利な起債の活用が図れるというものでございます。

議案書の1ページをお開き願います。銀山地区の総合整備計画書であります。1. 辺地の概況。(1)の辺地を構成する町村又は字の名称は、余市郡仁木町銀山。(2)の地域の中心の位置は、銀山2丁目59番地1、新おたる農業協同組合銀山給油所の所在地周辺を設定しております。(3)の辺地度数でございますが、辺地地区の条件といたしまして、当該地域の中心を含む5km²以内の面積に50人以上の人口を有することと、この辺地度数が100点以上であることとされております。辺地度数につきましては、役場、医療機関、郵便局、小・中学校、駅又は停留所等までの距離を指標化し、100点以上であることが条件とされております。銀山地区においては108点となり、辺地の条件に該当しております。2. 公共的施設の整備を必要とする事情であります。今後5年間における公共的施設等を整備することにより生活水準の是正を図るものであります。3. 公共的施設の整備計画であります。計画の期間としましては、平成30年度から平成34年度までの5年間で、経営近代化施設の農業競争力強化基盤整備事業、橋りょうの橋りょう補修事業、消防施設として耐震性貯水槽整備事業で、事業費合計は8875万円、辺地対策事業債の予定額は5280万円です。

ございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『銀山辺地に係る総合整備計画について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『銀山辺地に係る総合整備計画について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第10号

大江辺地に係る総合整備計画の変更について

○議長（横関一雄）日程第18、議案第10号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号、大江辺地に係る総合整備計画の変更について。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により準用する同法第3条第1項の規定により、大江辺地に係る総合整備計画の一部を別紙のとおり変更したいので議会の議決を求める。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく渡辺財政課長からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第10号、大江辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し上げます。

本町におきましては、平成27年9月に招集した第3回仁木町議会定例会におきまして、大江地区の辺地計画を可決いただいたところであります。また、平成29年6月開催の第2回仁木町議会定例会において、大江地区の辺地計画の変更について可決いただいたところであります。本計画書については、平成31年度までの間において起債を活用した事業計画のある地区の総合整備を定めているもので、この計画を定めるところにより、辺地対策事業債（充当率及び交付税算入率の有利な起債）の活用が図れるというものでございます。この度、大江辺地に係る総合整備計画に飲用水供給施設として配水管整備事業に係る本町負担分について本整備計画に追加し、辺地対策事業債の予定額を増額するため変更するものでございます。

次のページをお開き願います。大江地区の総合整備計画であります。1. 辺地の概況、及び、2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、飲用水供給施設を追加しております。3. 公共的施設の整備計画であります。計画の期間としましては、平成27年度から平成31年度までの5年間で変更はござ

いませんが、配水管整備事業の一般財源のうち、簡易水道債を除いた分を辺地対策事業債として追加するものであります。下段が変更前、上段の括弧書きが変更後となっております。追加する施設名は飲用水供給施設の配水管整備事業で事業費は1億5750万5000円、財源内訳は一般財源が1億500万4000円、辺地対策事業債の予定額につきましては5240万円を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『大江辺地に係る総合整備計画の変更について』は、原案のとおり可決されました。

日程第19 選挙第1号

後志教育研修センター組合議会議員の選挙

○議長（横関一雄）日程第19、選挙第1号『後志教育研修センター組合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を局長にさせます。浜野局長。

○議会事務局長（浜野 崇）後志教育研修センター組合議会議員の選挙について説明いたします。

別冊議案書の7ページをお開き願います。後志教育研修センター組合議会議員の定数は同組合同規約第6条第1項で、関係市町村の長及び議会議員のうちから選出することとされており、20人と規定されております。また、選出方法については、規約第6条第2項で、関係市町村の長及び議会が協議によって選出した1人と規定されています。更に、申し合わせ事項では、構成市町村選出議員は、各町村1人となるため、組合議員の任期満了のときは、各市町村において首長と議会選出議員とを交代することとされています。現在の本町からの選出議員が佐藤町長であるため、今回の改選では、議会議員の中から選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、平成30年7月1日から平成34年6月30日までであります。規約第7条の規定により、関係市町村の議員の任期満了の場合は、その市町村において直ちに組合議員を選出しなければならないこととなっておりますので、この度の選出議員の任期は平成30年7月1日から平成31年8月9日までとなります。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

お諮りします。本件、後志教育研修センター組合議会議員の選挙の方法については、先に協議のとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

後志教育研修センター組合議会議員は、佐藤議員を指名します。

お諮りします。只今議長が指名した佐藤議員を後志教育研修センター組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、只今指名しました、佐藤議員が後志教育研修センター組合議会議員に当選しました。

日程第20 同意第2号

仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（横関一雄）日程第20、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第2号、仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について。仁木町固定資産評価審査委員会委員 勝浦弘志氏は、平成30年6月23日にその任期を満了するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、下記の者を仁木町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求める。平成30年6月22日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町南町6丁目38番地5、勝浦弘志、昭和44年1月21日生まれ、現在満49歳であります。

経歴につきましてご説明いたします。勝浦弘志氏は昭和62年3月に小樽潮陵高校を卒業された後、北海道大学に入学。その後平成4年より、家業の農業を営まれております。この間、平成23年4月14日から平成26年7月19日の期間は仁木町農業委員会委員を、平成20年度には仁木小学校PTA会長を、平成23年4月15日からは仁木町就農計画認定委員を務めており、教育関係機関をはじめ、農業関係団体の役員等を歴任され、地域活動にもご尽力されております。固定資産の評価にあたっては、正確性・信頼性のある精度の高い評価が求められており、作業にあたっては複雑かつ難易度が増しております。このようなことから、勝浦弘志氏は固定資産評価審査委員として適任であると考えますので、議会のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時20分

再 開 午後 3時23分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

これから、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』を採決します。この採決は起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（横関一雄）全員起立です。

したがって、同意第2号『仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について』は、同意することに決定しました。

日程第21 意見案第4号

障がい児者の生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第21、意見案第4号『障がい児者の生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは、提出者である上村議員が欠席のため、賛成者である私、佐藤が提出意見書について説明をいたします。

別冊議案書の8ページです。意見案第4号『障がい児者の生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を求める意見書』上記意見案を、別紙のとおり提出する。平成30年6月22日提出。提出者は、上村智恵子議員、賛成者は私、佐藤秀教でございます。

意見書の内容につきましては、9ページに記載のとおりでございます。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官です。ご可決くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

佐藤議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第4号『障がい児者の生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を求める意見書』を

採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第4号『障がい児者の生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第22 意見案第5号

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第22、意見案第5号『旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の10ページです。意見案第5号『旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書』上記意見案を別紙のとおり提出する。平成30年6月22日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、嶋田茂議員です。

意見書の内容につきましては、11ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第5号『旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第5号『旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第23 意見案第6号

日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書

○議長（横関一雄）日程第23、意見案第6号『日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。3番・住吉議員。

○3番（住吉英子）提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の12ページです。意見案第6号『日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書』上記意見案を別紙のとおり提出する。平成30年6月22日提出。提出者は私、住吉英子、賛成者は、野崎明廣議員です。

意見書の内容につきましては、13ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

住吉議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第6号『日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第6号『日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第24 意見案第7号

北海道主要農作物等種子条例の制定を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第24、意見案第7号『北海道主要農作物等種子条例の制定を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。4番・野崎委員。

○4番（野崎明廣）提出者である上村議員が欠席のため、賛成者である私、野崎が提出意見書について説明をいたします。

別冊議案書の14ページです。意見案第7号『北海道主要農作物等種子条例の制定を求める意見書』上記意見案を別紙のとおり提出する。平成30年6月22日提出。提出者は、上村智恵子議員、賛成者は私、野崎明廣です。

意見書の内容につきましては、15ページに記載のとおり、提出先は北海道知事です。ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

野崎議員、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第7号『北海道主要農作物等種子条例の制定を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第7号『北海道主要農作物等種子条例の制定を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議員の派遣

○議長（横関一雄）日程第25『議員の派遣』の件を議題とします。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成30年7月3日札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の議員研修会へ全議員を、8月23日岩内町で開催される後志町村議会議長会主催の議員研修会へ、全議員をそれぞれ派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、平成30年7月3日の札幌市での研修会に全議員を、8月23日の岩内町での研修会に全議員をそれぞれ派遣することに決定しました。

日程第26 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第26『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

住吉議会運営委員会委員長、住吉議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第27 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第27『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時37分

再 開 午後 3時38分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。平成30年第2回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には本定例会に提案いたしました案件につきまして、ご可決を賜り御礼を申し上げます。また、議案審議の中であるいは一般質問におきまして、議員の皆様から賜りました多くのご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に誠心誠意取り組んでまいりたいと思っております。この度の一般質問の中でも、仁木町総合計画についての質問がありましたが、今後町として、第6期総合計画策定に向けた認識を新たに見直していくべきものと捉えております。町の最上位計画を策定し、総合的に施策主要事業を推進していくことは、これまでも行っていました。根本的に総合計画が果たすべき機能・役割は何か、又は総合計画に求められる機能・役割が構造的に変容しているにもかかわらず、それに適応した策定方法、計画内容、マネジメント方法に改革できていないことが総合計画の形骸化に結びついているのであれば、正していく必要があります。地方創生政策の一環として生み出された地方人口ビジョン地方版総合戦略はある意味では、今後の新たな総合計画をつくり出す上で広範的に警鐘を鳴らすことができたものと思います。また、人口減少問題への抜本的対策の重要性を顕在化させたことや、人口動態の要因から見た人口減少の深刻さや、歯止めをかけることの困難さについての理解は総合戦略を契機に得られたのではないかとこのように考えております。ただ、いずれにしても、総合戦略を踏襲して、実効性の高い総合計画を今後も策定していくべきものなのか。そもそも総合計画自体の必要性、位置付けを再度明確なものにするべきなのも含め、議論する場が必要であるものとも考えております。今後も計画を策定するのであれば、決して絵に描いた餅にするのではなく、食べられる餅を生み出していくことを目指してまいりたいと強く感じているところであります。

結びに、これから町のイベントや地域の行事なども多くございますし、次第に暑い季節に入りますので、くれぐれもご自愛くださいますよう心からお願い申し上げ、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成30年第2回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 3時41分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成30年第2回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成30年6月22日(1日間)
 (開会～午前9時30分 / 閉会～午後3時41分)

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	平成29年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について	H30.6.22	報 告
承認第1号	専決処分事項の承認について 平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第1号)	H30.6.22	承認可決
議案第1号	平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第1号)	H30.6.22	原案可決
議案第2号	平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	H30.6.22	原案可決
議案第3号	平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	H30.6.22	原案可決
議案第4号	平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	H30.6.22	原案可決
議案第5号	仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について	H30.6.22	原案可決
議案第6号	仁木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	H30.6.22	原案可決
議案第7号	仁木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	H30.6.22	原案可決
議案第8号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	H30.6.22	原案可決
議案第9号	銀山辺地に係る総合整備計画について	H30.6.22	原案可決
議案第10号	大江辺地に係る総合整備計画の変更について	H30.6.22	原案可決
選挙第1号	後志教育研修センター組合議会議員の選挙	H30.6.22	当 選
同意第2号	仁木町固定資産評価審査委員会委員の選任について	H30.6.22	同意可決
意見案第4号	障がい児者の生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を求める意見書	H30.6.22	原案可決
意見案第5号	旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書	H30.6.22	原案可決
意見案第6号	日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書	H30.6.22	原案可決
意見案第7号	「北海道主要農作物等種子条例」の制定を求める意見書	H30.6.22	原案可決